

ザミンダールの地所経営機構と在地社会

——一九世紀末二〇世紀初頭のダッカ地方の事例を中心に——

中里成章

はじめに

一、地代徴収における村役人の役割の変遷

二、一九世紀末二〇世紀初頭の地所経営機構

(1) 地所経営機構の五つの事例

(2) トシル制の特質

三、トシル組織職員の出資

(1) 出自に関する五組の史料

(2) トシル組織と農村の諸階層

おわりに

はじめに

ザミンダールの地所経営機構と在地社会

イギリス東インド会社は、一七九三年に永代定額地租査定 (Permanent Settlement. Zamindari System と呼ばれる) を施行し、ベンガル、ビハール、オリッサのザミンダールに土地所有権を賦与した。この時以来、ザミンダールがライオット (農民) から地代を徴収する法的根拠は、この土地所有権に置かれることになったのである。

しかし、当然のことながら、ベンガル社会の発展段階とは関係なく植民地権力が上から押し付けた土地所有権が、そのまま地代の実現を保証するはずはない。地代を実現するためには、ベンガルのザミンダールは、自分の地所 (estate) が位置する地域の在地社会と具体的関係を取り結び、それを掌握することを通じて法的所有権を実体化する努力を自ら続けることを要請された。裁判所や警察が所有権を守る強制力として存在したのは言うまでもないが、それらはいわば最後の拠り所であり、何よりもまず、ザミンダールがどこまで在地社会を自らの手中に出来るかが問題であった。そして、この決して容易とは言えない仕事を遂行するために、ザミンダールは通常かなりの数の職員を擁する地所経営事務所を構えていた。ベンガル語ではそれは「カチャリ」(kachari. cutchery などとも綴られる。事務所、裁判所の意) と呼ばれた。おそらくイギリス人と思われる一九世紀後半のベンガル農村の匿名の観察者が正しく指摘しているように、「ベンガルのモウジャ [muza. 行政村] の地代を集める事務は、イングランドの地主の代理人によってなされている仕事とは全然異り、組織されたスタッフという手段を通じてのみ営まれうる」のであった。⁽¹⁾

本稿は、地所経営機構の以上のような位置に着目し、地所経営機構をめぐる若干の問題、就中地代徴収機構の問題の分析を通じて、ザミンダールと在地社会との関係にメスを入れ、ザミンダール制の構造の一端を明らかにすることを目的としている。別稿で示唆したように、ザミンダールと在地社会との関りは実は多方面に亘っているのであ

(2) だが、ここでは地所経営機構に直接関連する問題のみを取り上げることにした。なお、本論は、私が進めている一九世紀末二〇世紀初頭の東ベンガル・ダッカ地方 *Dacca Division* —— (ダッカ *Dacca*、フォリドプル *Faridpur*、バロルモンジ *Bakarganj*、モイモンシン *Mymensingh* の四県を含む) の農村構造の研究の一環をなすものであり、主たる時代と地域には同じ限定が付されている。また、具体的事例として取り上げる経営機構に関する史料は、ベンガル政庁の後見庁 (*Court of Wards*) の文書から取られていることもお断りしておきたい。

ところで、そもそもザミンダールは大掛かりな地所経営機構を持つ必要があったのか、という疑問があがるかもしれない。ザミンダールは地所を下級の保有権者に貸し出し、自らは在地社会から遊離した寄生的地代生活者となったという見方があるからである。本論に入る前にこの疑問に答えておいた方がよからう。一九世紀末二〇世紀初頭のダッカ地方においては、地所経営の方式としては、一、カース (*khas*) すなわち直接経営、二、パトニ (*pattani*) すなわち地所の永代的貸し出し、三、イジャラ (*ijara*) すなわち地所の一時的貸し出し、の三つがありえた。ところが、事例研究してみると、地所全体をパトニに出していたような例は極めて少ないことが分かる。(4) イジャラを部分的に採用していた例はかなりあるが、これも減少傾向を辿っていたようである。(5) したがって、パトニやイジャラに大きく依存しているようなザミンダールが多数にのぼったとは、考えられないわけである。また、例えば一度パトニに出した土地を買い戻し、ライオット保有地との直接的接触を回復しようとする運動を、一九世紀末葉のザミンダールが開始していたことは、別稿において既に指摘したところである。(6) つまり、一般的通念から予測されるところとは逆に、大部分のザミンダールは、程度の差こそあれ、カースつまり直接経営を行ない、したがって、自分自身の経営機構を持っていた、と考えるべきなのである。

さて、一九世紀末二〇世紀初頭の地所経営機構の特質を十分に理解するためには、時代をやや遡って、一八世紀後半からの地所経営機構の変遷を辿っておいた方がよいように思われる。

一、地代徴収における村役人の役割の変遷

一八世紀のベンガルの大きなザミンダールは軍事力を保持し、領内で警察権と裁判権を行使していた。⁽⁷⁾ それらがライオット対する強制力として働き、地代の徴収を保証する力となっていたことは疑いない。このようなあからさまな支配権の行使と並行して、しかし、ザミンダールは村役人を通じて在地社会を掌握するという方法もとっていた。本節ではこの後者の側面に注目し、地代徴収における村役人の役割の変化を跡づけることをとおして、一八世紀後半以降のザミンダールと在地社会の関係の変遷をごく大まかに概観することにした。

一八世紀にあつてはベンガルのザミンダールは、モンドル (mandal) などと呼ばれる^{むらおん}村長を介して、ライオットと交渉を持っていた。モンドルはライオットの指導者として、村落共通の利害を外の世界に対し代表した。デйнаジブルのザミンダールの例などから判断すると、この時代のザミンダールはよく整備された地所経営機構を維持していたと考えられるが、⁽⁸⁾ この機構の影響力はモンドルを媒介としてライオット一般に到達していた。地代徴収業務に関連する全ての事項、すなわち地代の査定、引き上げ、取り決め、徴収、付加徴収金の賦課等々において、ザミンダールは個々のライオットと直接接触することはせず、モンドルと交渉し、業務遂行においてもモンドルの助力を要請した。特に重要と思われるのは地代の徴収におけるモンドルの役割であつて、ライオットはモンドルに地代を支払い、モン

ドルがそれをザミンダールの職員に手渡していたのである。⁽⁹⁾ 複雑な現実を単純化しすぎているという批判を受けるかもしれないが、大まかに言つて、右のように考えて大過なからうと思う。

このモンドルに関しては、ジョン・ショア (John Shore) が古典的ともいえる記述を残している。彼はまずモンドルの職能について次のように説明する。

ほとんどあらゆる村に、その広さに応じて、一人からそれ以上のライオットの頭^{かぶ} (head touts) がおり、彼らは全国各地で様々な名称をもって知られている。彼らは残りの者たちの指図と監督をあるていど行なう。はつきりさせるために、私はモンドルという用語だけを使うことにしよう。彼は地代を決定し、耕作を指図し、「地代な⁽¹⁰⁾」の徴収をするにあたって、「ザミンダールを」助ける。

次いで、村落社会におけるモンドルの地位について、ショアは次のような一七七八年の報告を引用する。

だからモンドルは最も年長で一番聰明な住民の中から選ばれるのである。そして彼の影響力と職務遂行とは、専らライオットの好意的評価に依存しているのである……⁽¹¹⁾

つまりモンドルの職は、ムガル国家からもザミンダールからかなり独立したものであり、村落の自治機能の中に基礎を置いていた、と考えられる。

ベンガルの村には、モンドルのほかに、パトワリー (Patwari) (村書記) という村役人が存在していた。⁽¹²⁾ 彼は村の土地、生産物、耕作状況、地代などに関する記録の作製と保管にあたったが、こうして整えられた記録はザミンダールの地代徴収とムガル国家の地租徴収の基礎資料となった。ムガル国家がベンガル州及び各県 (サルカール) に置いたカーヌーゴ (karnungo、地租関係の記録を管理した官職) が管理した記録の基礎となったのは、パトワリー

一の記録であった。

だから、パトワリーがモンドルよりもザミンダールあるいはムガル国家の近くに位置していたのは当然といえよう。パトワリーの任命はカーヌーンゴーもしくはザミンダールによってなされた。しかし他方では、パトワリーの職は世襲されるのが普通になっていたとも言われ、さらに、北ベンガル・ラジシャヒ (Rajshahi) 県のスワルププル (Swaruppur)・パルガナにおいては、パトワリーの任免にライオットが大きな発言権をもっていたことが知られている。スワルププルのナエブ (Nayeb, Naib, 地所の支配人) は次のように証言した。

わたしは全てのアミン [amin, amin, 土地測量を本務とする胥吏] を任命し、彼らに証書サナドを与える。証書を受け取りたいと求めるパトワリーがいたら、そのようなパトワリーにもわたしは証書サナドを与えるが、しかし、通常ライオットがパトワリーを任命する。この場合わたしはそれを承認するだけである。ライオットは、彼ら自身が任命したパトワリーを免職にしたとわたしに通告する権限も持っているが、わたしによって任命されたパトワリーとアミンをわたしの許可なく免職にすることはできない。しかし、もし一〇人のライオットがアミンかパトワリーに不満であるならば、ライオットが悪いのではない限り、わたしは彼らの要請によって彼〔アミンかパトワリー〕を免職にする⁽¹³⁾。

すなわち、この地域では、ライオットがパトワリーを任命するのが普通であり、ザミンダールが任命したパトワリー (及びアミン) でさえ、一〇人のライオットの反対があれば、罷免されていた。パトワリーとザミンダールの関係は、少なくとも一部の地域においては、ライオットの集団的意志によって規制を受けることがあったのである。

このように、モンドルの場合には明瞭に、そしてパトワリーの場合には部分的に、示されているように、一八世

紀のザミンダールの地代徴収は、村落の自治機能を前提とし、それによつて遂行されていた。とくに注目されるのは、地代の受け渡しにモンドルを媒介として行なわれていたことである。

しかし、一七九三年の永代定額地租査定施行を頂点とする東インド会社の一連の地租政策は、ムガル時代の制度に全面的な変更を加えるものであった。そればかりではない。永代定額地租査定が過重であったために、多くのザミンダールが没落し、新興ザミンダールが彼らに替わつて地所を經營するようになった。また巨大な地所が売却される場合、それは細分化されて、多数の買手の手に渡るのが普通だった。これらの変動とともに、地代徴収機構も多大の変化を蒙らなければならなかつたであろうことは、容易に想像できよう。一八四〇年にジェームズ・テーラー (James Taylor) が出版したダツカ県に関する報告は、依然としてモンドルとパトワリーが地代徴収で重要な役割を果しているものの、彼らの社会的性格が一変してしまつて、生き生きと伝えている。やや長くなるがテーラーの報告を引用しよう。

地所の地代を徴収し帳簿をつけるのに必要な使用人 (servants) の編制は、地所の広さ、位置及び持分権者の数に依つて変化する。あるパルガナまたは地所においては、数ヶ村が併合されてトツパと呼ばれるが、別のところではそれはジョワルと呼ばれる⁽¹⁴⁾。あらゆるモウジャつまり村には、モンドルという使用人がいるが、彼の職務は土地を管理し、ライオットの間の土地をめぐる紛争を解決することである。また、二ないし三ヶ村あるいは一つのトツパに一人のパトワリーが配置されているが、彼の役目は帳簿を作成し、諸税 (revenues) を徴収し、彼に委ねられた、土地割り当てをめぐる争いを調停することである。もつと広い地所にはさらに高い等級の職員 (officer) がいるが、彼はチャクラダールもしくはトシルダールと呼ばれ⁽¹⁵⁾、パトワリーが下僚のモンドルに対

して持っているのと同じ種類の監督権をパトワリーに對して行使する。……小さなタルクダールは普通一人のモンドルを雇い、パトワリーの助力なしに自分で諸税を徴収するが、三、四人が一緒になり共同で一人のパトワリーを持つこともある。ある地所ではモンドルとパトワリーは貨幣で賃銀を受け取るが、別の地所では土地と貨幣で受け取る。多くの場合彼らは他の職業についており、モンドルの場合に二ルピー半から三ルピーの範圍の率で、パトワリーの場合年に三ルピーから一〇ルピーの範圍の率で支払われる。県の中の洪水がおこりやすい地域では、六月から一月まで彼らは舟の賃借料を与えられる。⁽¹⁶⁾

右に引用した文中には、ザミンダールの職員がモンドル↓パトワリー↓チャクラダール・トシルダールという職階をなしており、パトワリーの方がモンドルより地位が高かったこと、「土地の割り当て」と称される制度があったことなど興味深い事実が指摘されているが、行論との関連でいま注目しておきたいのは、まず第一に、シヨアの時代と較べ、一八四〇年頃のダツカ地方では、モンドルとパトワリーのザミンダールに対する独立性が大きく損なわれてしまっていたように、この文章からは読み取れる点である。彼らは今やザミンダールやタルクダールに「雇われる」「使用人」であり、「貨幣」か「土地と貨幣」で報酬を受け取るような存在として描かれている。第二に注目されるのは、モンドルの職務としては土地の管理と紛争の解決が挙げられているだけで、地代の徴収が含まれていない点である。これがモンドルがもはや地代徴収に直接関わらなくなったことを示しているとするとするならば、これもまた一八世紀に較べ大きな変化と言わなければならない。だがしかし、以上の二点がともに重要な変化であることに疑いないとはいえ、一九世紀末葉までの地代徴収機構の変容を見通した上で一八四〇年の状態を捉える時、この時点ではともかくもモンドルとパトワリーの職が地代徴収機構の中に明確な位置を与えられており、その意味で一八世紀の地代徴

収機構との連続性を少なくとも形式的には保っている事実の方が、注目されるのである。

ところが、一九世紀末にいたると、地代徴収機構の中にモンドルとパトワリーの名は殆ど現われなくなる。私が集めた一九世紀末二〇世紀初頭の地所経営機構の事例においても、一例を例外として、モンドルとパトワリーは痕跡すらとどめてはいない。⁽¹⁷⁾この頃までにはモンドルとパトワリーの職はベンガルの農村においてほぼ形骸化するか消滅するかしてしまっていたのである。

ベンガル州政庁は一八七〇年代初めに村役人に関する調査を実施したが、この調査は、ディナジプル (Dinajpur) やメディニプル (Medinipur, Midnapore) のような周辺部の県は別にして、ベンガルの他の諸県ではモンドルの権威と力は著しく衰え、パトワリーにいたっては完全に消滅してしまったこと、そして、モンドルの活動領域として残されたのは主として司法・警察関係、すなわち、地方的紛争の解決、村に來る警察部隊の応接などだけであること⁽¹⁸⁾を明らかにした。例えば、ダッカ地方の長官 (Commissioner of the Dacca Division) からの報告には、「昔からの世襲の、村のパトワリーは、モイモンシンの一部のようにそれが存在したであろうところでも、村落共同体とともに消滅してしまい、現在パトワリーの称号を有する者がいたとしてもそれは皆ザミンダールの使用人 (the servants of the zamindars) 以外の何者でもない。モンドルについても同様である」⁽¹⁹⁾と述べられている。明らかに、モンドルとパトワリーの制度は一八四〇年から一八七〇年代にかけての間に廃れ、地代徴収機構の中で機能することがなくなつてしまったのである。⁽²⁰⁾別のことばで言えば、それは、ザミンダリー制の下における地代徴収機構の変容の過程が、この期間に完了したことを意味するであろう。一九世紀の第4四半期においてはもはやザミンダールは、ライオットと彼らが構成する社会を掌握し、剰余労働を収奪するのに、モンドルやパトワリーに体现された村落の自治機

能に依存しない。

どのようにしてこの変化が生じたのか。それを全面的に明らかにする能力は私にはないけれども、右に引用した村役人の調査を命じたベンガル準知事の回状を糸口に、大体的見通しをつけておきたい。調査を思いついた動機を説明して準知事はこう書いている。

準知事が地位も経験もある現地人に知らされたところによれば、一ないし二世代前には村長(village headmen)はもつとはるかに広範囲にわたって見られ、現在よりも明確で確実な地位を占めていたが、ザミンダールの力の増大と集中化が最近における彼らの衰退をひきおこした、ということである。それぞれの県においてそれが本当だと信じられているかどうか、準知事は知りた⁽²¹⁾い。

この回状に対し、最も行き届いた回答をしたのは、おそらくフーグリ(Hughly, Hugh)県からの報告である。それにはこう報告されている。

他のあらゆる村落諸制度(village institutions)同様、これ「モンドル」の衰退の原因は、第一に、政府がそのような機関を一貫して無視したこと、第二に、ザミンダールの力の増大、第三に、正規の警察の導入、強力な政府、そして行政区画の細分化によりそのような機関の必要性が減じたこと、以上である。⁽²²⁾

フーグリ県の報告は、回状の中で特に言及されている「ザミンダールの力の増大と集中化」をモンドルの衰退の主要原因の一つと認めつつ、植民地政府の政策も重視し、政府による無視と統治組織の拡充という二つの要因——これらは極度に中央集権的な性格をもつ植民地行政の表と裏と見ることもできよう——を付加しているわけである。⁽²³⁾

一八世紀以来の地代徴収機構の変化は、要するに、ベンガルの村落制度の凋落と並行して、村役人―村落自治に依

存しているという意味でいわば二元的な構造を持っていた地代徴収機構の、ザミンダールの下への集中化もしくは一元化が進行し、その中で、モンドルやパトワリーの機能がザミンダールの地所経営機構の中に吸収されて行く過程としてとらえることができるように思われる。それを推進する力は、ザミンダールと、永代定額地租査定パーマニェント・セトルメントを施行しザミンダールを植民地支配の中軸に据えた植民地政庁の双方から来た。いいかえれば、地代徴収機構の一元化はパーマニェント・セトルメント体制の実現に確立の一つの指標ともいえるべきものであった。

二、一九世紀末二〇世紀初頭の地所経営機構

(1) 地所経営機構の五つの事例

本節では、一九世紀末二〇世紀初頭のダッカ地方における地所経営機構の事例をいくつか検討し、モンドルを中軸にした地代徴収機構——モンドル制——にかわって、どのようなシステムが成立したかを検討する。前に述べたように、この時代の地所経営方式には三つの型があったのであるが、ここではカースすなわちザミンダールによる直接経営だけを取り上げることにしたい。また依拠する資料は後見庁の記録であるけれども、以下にあげる事例は全て、地所が後見庁の管理下に入る前の、すなわち、ザミンダール自身によって経営されていた時期の、経営機構のあり方を示していることを、お断りしておきたい。小規模な地所から順に検討を加えていこう。

第一の事例は、モイモンシン県のビンドゥ・バシニ・ゴッシャシ・エステート (Bindoo Bashini Goswami's Es-

表1 ビンドゥ・パシニ・ゴッシャミ・エステートの経営機構

地区の名 (トシル事務所)	職員の名と地位	年俸 Rs.
クマリア地区	支配人, R.K. バナジー タズ(?)・シヨルカル・シユマルノビシユ 外働きの召使 番人 帳簿係 番人	180 96 60 84 72 60
アルワ地区	番人 ダルカナト・ゴッシャミ・シユマルノビシユ	小計 552 84 60
ナスィラバードに	事務弁護士, イッシヨル・チョンドロ・シヨルカル 同上, N.H. ミットロ	小計 144 36 6
	小計	42
	総計	738

(出所) Offg. Cmmr. Dacca to BOR, No. 267W, 16/17 July 1885, BOR-W, File No. 163 of 1885.

(late)である(表1)。この地所は地代徴収額——ただし帳簿上のもの。以下同じ——が六、四一〇ルピーにしか達しない、小規模なものであった。事務弁護士は除いて、ここには八人の職員が雇備されていたが、おそらく地所の所有地が分散していたためであろう、彼らはクマリア及びアルワと呼ばれる二つの地区(cihriの元来の意味は、地代徴収を容易にするために設けられた、パルガナの一区画)に分けて配置されていた。二つのうちで重要なのはクマリアの方である。職員の数が多いためばかりでなく、実はザミンダールであるゴッシャミ家はこの地区に住居していたのであり、地区事務所も彼らの屋敷の中に置かれていた。クマリア地区の職員の構成は単純である。全体を統轄するために一人の支配人(ザミンダールの代理人という意味)が置かれ、その下に、一人の会計係(sumarnabis)と一人の帳簿係(moharrir. 会計係

の補佐役) からなる事務職員と、二人の番人 (guard) と一人の外働きの召使 (out servant) とが配されていたにすぎない。²⁶⁾ もう一つの地区のアルワは極めて小さく、たった二人の職員、すなわち一人の番人と一人の会計係に委ねることができるとであった。

カースト構成を見ると、支配人及び会計係の片方はブラフマン (バナジー Banerjea とゴッジャミ Goswami) である。シヨルカル (Sircar-Sarkar) というタイトルを名乗るもう一人の会計係のカーストを特定することはできないが、カヤスト (Kayastha) であった可能性が高い。残る五人の職員の名前は残念ながら原史料に記載されていない。多分彼らの中・低位カーストのヒンドゥーカムスリムかに属し、それ故特に名前を記すに値しないと看做されたためであろう。職務分担の上では、管理・事務的な仕事を担当しているのは職員の半分にすぎず (支配人と会計係と帳簿係)、あとの半分は番人及び外働きの召使からなっているのが注目される。番人の任務は明らかでないが、警備をするだけでなく、ライオットに対し実力を行使するのに動員された可能性を考慮すべきであろう。これらの職員の給与は、土地やコミッションのかたちで与えられるのではなく、一定額の貨幣で支払われていた。給与総額は地代徴収額の一一パーセントを占める。給与水準が低いのは、職員にはさまざまな役得があったからであると思われる。なお、三人の番人のうち二人の給与が比較的高いが、理由は不明である。

このような経営機構本体とは別に、この地所は、地方行政のセンターであるナスイラバード (Nasirabad モイモンシンの別名) とタンガイル (Tangail) にいる事務弁護士と年間契約を結んでいた。モクタル (muktār, mukhtar) というのはワキール (wakil) の下に位する弁護人であるが、一般に法廷で弁論することは許されていなかった。²⁷⁾ この地所のザミンダールは、彼らと契約を結び、地所の法的利害を地方法廷において代弁させていたのである。

次に第二の事例として、モイモンシン県のナラヨンドホル・エステート(Narayandahar Estate)を検討しよう。この地所の地代徴収額は、第一例のビンドゥ・バシニ・ゴツシャミ・エステートの約七倍、四二、七七七ルピーにのぼっていた。ベンガルの地所の中では中規模とみることが出来る。この地所の経営機構の細部については別稿で表示したので繰り返さないが、事務弁護士を除く職員数は八四人、彼らの給与総額は五、六五二ルピーであった。事務弁護士の人数は明示されていないが、彼らに支払われた給与は八〇四ルピーと記されている。合計六、四五六ルピー、地代徴収額の一五パーセント相当が人件費として支出されていた。職員の内訳は、支配人一名、地代徴収人(cashier)三名、文書係(peskar、書類をザミンダールや支配人に見せ管理する)五名、通信係(munsi、支配人の通信連絡事務を補佐する)二名、会計係一名、出納官(treasurer)一名、帳簿係(会計係の助手)二三名、歩兵隊長(jamadar)一名、歩兵(peyada, piyada)四六名、及びナスイラバードにこの地所が持っていた建物の番人一名となっていた。そしてこのほかに事務弁護士若干名との契約があった。

ナラヨンドホルの経営機構を見て気付くのは、第一に、おそらくこの地所がビンドゥ・バシニ・ゴツシャミ・エステートよりずっと大きかったために、支配人の職掌が一群の部下——三名の地代徴収人、五名の文書係及び二名の通信係——に分散・移譲されていることである。その中で最も重要だったのは、ライオットからの地代の徴収を担当する地代徴収人であったに違いない。「トシル」(tasil)という後は、地租の徴収もしくは徴収された地租を意味する(29)。あるいは、地租領収書、または地租が納入される役所をさしたともいう。そこから転じて、地代の徴収またはそのために設けられた行政区画を意味するようになったのである。史料には示されていないが、多分ナラヨンドホルもゴツシャミの地所の場合と同様に地区に分割され、そのそれぞれに地代徴収人が配置されていたものと思われる。

第二に目を引くのは、帳簿係の数が異常に多いことであろう。彼らがなぜ二三人もいなければならないのか、史料に理由は述べられていないが、これはナラヨンドホルのザミンダールが手広く金貸し業を営んでいたことに関係づけることができそうである。この地所が後見庁の管理下に入った時、七万ルピー以上の債権を有していたことが報告されている。帳簿係は帳簿もつけたことだろうが、債権取り立てを主な目的としてこのように多くの人数が雇われていたのであろう。この時代の大きな金貸しは債権取り立て専門の人員を擁しているのが普通であった。⁽³²⁾

第三の特色は、隊長に指揮された四六人も歩兵^{歩兵}がいることである。彼らはあたかも私兵のごとき外観を呈している。歩兵は普通棍棒で身を固め、地代滞納者が生じた時は、ザミンダールの事務所への召喚状を送達するメッセンジャーの役割を果たした職員である。⁽³⁴⁾それが四六名も雇い入れられていたのは、地所の共同所有者たちの間で激しい内紛が生じ、地所が危機的状況にあったからであった。それに対処するためには強力な実力部隊が必要とされた。報告によれば、共同所有者たちは「お互にやりあい、武器を持った用人棒^{ウチヤル}(*Uchiyal*)に借地人を襲わせて、自分の持分権以上のものをゆすり取ろうと試みた⁽³⁵⁾」という。また別の報告によれば内紛は「ライオットによる甚しい治安妨害⁽³⁶⁾」をまねいたということである。この事例から我々は非常事態下にあるザミンダールの姿を窺うことができるのである。

さて、第三番目の事例はダッカ県のダンクラ・エステート(Dhancoorah Estate)である。この地所の規模は第二例のナラヨンドホルの約三倍と大きく、地代徴収額は一二九、九七四ルピーに達していた。

ダンクラ・エステートはダッカ、モイモンシン、ティッペラ(Tipperah, Tripura)の三県にまたがって存在していた。報告によれば、ダッカ側の地代徴収額は約二万九千ルピー、面積は約一万九千エーカー、モイモンシン県側はそれぞれ九万九千ルピー、七万三千エーカーで、ティッペラにある土地は取るに足らないものだったとされている。

表2 ダンクラ・エステートの経営機構（部分）

		年俸 Rs.	東洋文化研究所紀要 第百三冊
<u>バッタ地代徴収事務所 (Batta Tehsil Cutchery)</u>			
ナニブ 支配人	1名	96	
トシルダール 地代徴収人	1名	84	
モハリル 帳簿係	8名	588	
ドフトリ 記録係	1名	18	
ミルダ 従卒頭	1名	21	
ビオン 従卒	16名	267	
苦力	5名	168	
ネトロコナ〔地名〕に事務弁護士1名		60	
<u>ファチカ地区 (Fachika Dehi)</u>			
モハリル 帳簿係	4名	240	
ビオン 従卒	6名	216	
苦力	1名	60	
<u>カリアジュリ地代徴収事務所 (Tehsil Cutchery-Khaliajuree)</u>			
ナニブ 支配人	1名	300	
トシルダール 地代徴収人	1名	144	
トシルダール 地代徴収人1名と彼のスタッフ		180	
モハリル 帳簿係	9名	660	
ビオン 従卒	7名	246	
苦力	3名	129	
<u>ハラル・カンディ地区 (Dehi Harar Kandi)</u>			
モハリル 帳簿係	2名	132	
ビオン 従卒	4名	90	
<u>ラティフプル事務所 (Latifpur Cutchery)</u>			
ナニブ 支配人	1名	120	
トシルダール 地代徴収人	1名	48	
モハリル 帳簿係	2名	96	
シムダール 従卒隊長	1名	42	
ビオン 従卒	4名	144	
苦力	2名	72	

イッシュヨルゴンジ地区 (Dehi Isargunge)

トシルダール 地代徴収人	1名	60
シヨマダール 従卒隊長	1名	54
ト 従卒	1名	48
ト 苦力	2名	108

ラムプル事務所 (Rampur Cutchery)

ナニブ 支配人	1名	168
ナニル 帳簿係	1名	48
ト 従卒	4名	105
ト 苦力	1名	60

キシヨルゴンジ〔地名〕に事務弁護士1名 48

ジャマルプル事務所 (Cutchery Jamalpur)

ナニブ 支配人	1名	120
ナニル 帳簿係	1名	60
ト 従卒	2名	72
ト 苦力	1名	60

ジャマルプル〔地名〕に事務弁護士1名 24

モイモンシン本部事務所 (Sudder Cutchery-Mymensingh)

総支配人 (superintendent)	1名	300
ナニブ 支配人	1名	144
トシルダール 地代徴収人	1名	72
ナニル 帳簿係	2名	156
ト 事務弁護士	3名	204
シヨマダール 従卒隊長	1名	60
ト 従卒	7名	204
ト 掃除人	1名	60
ト 苦力	2名	120

ナシラジャイル (Nasirajael) ・ パルガナの持分権 $2\frac{1}{2}$ アナ
の地代徴収請負手数料

120

総計 6,696

主要部分（地代徴収額ベースで四分の三強、面積ベースで八割弱）はモイモンシン県にあったわけである。それがダツカ県の地所に区分されたのは、ザミンダールが同県のマニクゴンジ (Manikgunge)・タナの出身で、おそらくそこに住んでいたからにほかならない。この広大な地所は、ダツカ側が五つ、モイモンシン側が一〇、計一五の区域に分けて経営されていた。表2はモイモンシン側の経営機構だけを示したものである（ダツカ側の経営機構は不明）。

この表の末尾に示されている通り、モイモンシンの一〇の区域のうちの一つナシラジャイル・パルガナは、地所の外部の人間に地代徴収請負に出されていた。残りの九区域がこの地所の直接経営である。それらは二つのレベルに分けられていた。すなわち上級の区域には支配人を長とする本格的な事務所が置かれていたが、下級の区域には地代徴収人、帳簿係、従卒など必要最小限の職員が配置されているにすぎず、表においても単に「デイヒ」と呼ばれている。事務所の数は一六、「デイヒ」の数は三である。モイモンシンの事務所は特に「シヨドル・カチャリ」(sadar kachari) すなわち本部事務所と称され、総支配人、事務弁護士のような他の事務所には見られない職員を含んでいた。全体を統轄する役割を担わされていたためであろう。

表2に挙げられている職員の総数は一二二名（キャリアジュリ地代徴収事務所の地代徴収人のスタッフを除く）である。彼らには給与として年間六、六九六ルピー、すなわちこの地所のモイモンシン側の地代徴収額の約七パーセントが支払われていた。今までに検討した二例に較べ軽い人件費負担といえよう。一二二名の内訳は、総支配人一名、支配人六名、地代徴収人六名、帳簿係二九名、記録係一名、事務弁護士六名、従卒頭一名、従卒隊長三名、従卒五一名、苦力一七名、掃除人一名である。総員の約六割が、ジヨマダールあるいはミルダと呼ばれる従卒頭及び従卒・苦力という、必要とあらば武装させて動員できる下級職員からなっていたわけである。

なお、個々の事務所（カチャリ）の構成を見てみると、それらが互いに相似た組織を持っていたことに気付くであろう。中でも、ラティフプルの事務所は、標準的な形態を示していると看做してよいのではなからうか。それは、支配人、地代徴収人、帳簿係、従卒隊長、従卒、苦力という六種の職員からなっていた。この組織を拡充して記録係とか事務弁護士とか掃除人とかを加えるとバツタや本部の事務所になり、地代徴収人と従卒隊長を削ると、ラムプルの事務所になる。そして後者をさらに簡略化すると「デイヒ」になるわけである。

四番目に検討する事例は、バコルゴンジ県のハトゥリア・エステート（Haturia Estate）である。この地所の規模はダンクラ・エステートにほぼ等しく、地代徴収額は一一九、三一一ルピーであった。ハトゥリアの所有地はバコルゴンジ県を中心に、フォリドプル県、ティツペラ県をも含んだ広い地域に散らばっていたが、ザミンダールはそれを七つの地区（circle）に整理して経営してゐた。⁽³⁹⁾

地所経営機構は表3に掲げた通りである。ダンクラに較べると、支配人事務所（本部事務所）が充実していること及び、法律関係の組織が独立して示されていることが特徴的である。ただし、表2に示したダンクラの経営機構はモイモンシン県側の部分だけであるから、ダツカ県の側を加えると、ダンクラの経営機構もハトゥリアのかたちに近付くかもしれない。ハトゥリアの史料は、残念ながら、七つの地区の地代徴収組織を個別には示さず、一括して地代徴収事務所（Tahsil Establishment）としているだけである。しかし、地代徴収人が六人いることから、六つの地区に一人ずつ地代徴収人を配し、残る一地区は支配人事務所が担当していたと考へて間違いないであろう。地区の事務所の構成はダンクラよりも単純で、地代徴収人一名と、帳簿係二、三名、従卒数名からなっていたように思われる。ハトゥリアの職員を維持するのに要した費用は年間八、六二八ルピー、地代徴収額の約七パーセントであった。職員

表3 ハトゥリア・エステートの地所経営機構

		年俸 Rs.
<u>支配人事務所 (Manager's Establishment)</u>		
副支配人 (Sub-manager)	1名	600
主席事務員 (Head Clerk)	1名	360
次席事務員 (Second Clerk)	1名	240
会計係 (Accountant)	1名	300
文書管理係 (Record Keeper)	1名	240
地代帳係 (Tauji-Navis)	1名	300
地代帳係補佐 (Tauji-Muharrir)	1名	180
通信係 (Munshi)	1名	180
北インド出身の番人 (Upcountry guards)	2名	192
従卒 (Peons)	3名	216
記録係 (Daftury)	1名	84
使い走り (Orderly)	1名	84
小計	15名	2,976
<u>地代徴収事務所 (Tahsil Establishment)</u>		
地代徴収人 (Tahsildars)	6名	1,440
月給12ルピーの帳簿係 (Muharrirs)	3名	432
月給10ルピーの帳簿係 (do.)	10名	1,200
月給8ルピーの帳簿係 (do.)	1名	96
月給6ルピーの従卒 (Peons)	7名	504
月給5ルピーの従卒 (do.)	22名	1,320
小計	49名	4,992
<u>法律事務所</u>		
法律担当員 (Law Clerk)	1名	240
帳簿係 (Muharrirs)	1名	180
事務弁護士 (Muktears)——		
ポリシャル (Barisal) に	1名	120
マダリプル (Madaripur) に	1名	60
チコンディ (Chikandi) に	1名	60
小計	5名	660
総計	69名	8,628

(出所) Cllr., Backergunge to Cmmr., Dacca, No. 481 W, 11 Sept. 1903,
BOR-W, File No. 735 of 1903.

は総勢六九名。このうち三四名が從卒^{ビオン}と番人^{ガーフ}である。これだけでも從卒と番人はかなりの人数にのぼっているのであるが、実はこの地所は一〇年前にも一年余りの短期間後見庁の管理下に置かれたことがあり（一八九三年八月から九四年一〇月まで）、その時の史料によると、支配人事務所は「召使い（menial servants）」に年間五〇〇〇ルピー余りを支払っていたとされている。このクラスの職員の年俸は一〇〇ルピーに満たないのが普通だから、支配人事務所だけで数十人の「召使い」を抱えていたわけである。ここに見られる「召使い」はナラヨンドホル・エステートに見られた私兵的存在であったのかもしれない。

最後にダッカ・ナワーブ家エステート（Dacca Nawab's Family Estates）の事例を検討しておこう。この地所は地代徴収額が一、一五九、六四一ルピーに達する巨大なもので、東ベンガル最大の規模を持っていた。ダンクラ・エステートやハトゥリア・エステートの九倍である。

このような地所を中央集権化された組織なしに経営するのは不可能である。ダッカ・ナワーブ家エステートの経営機構は三層に分かれ、最上層には本部事務所^{ヘッド・オフィス}があった。ダンクラ及びハトゥリアエステートの例において既に一つの事務所の機構が拡充され本部とされているのが見られたが、ダッカ・ナワーブ家エステートの本部事務所はそれらと比較にならないほど大規模でよく整備され、次のような六部門からなっていた。

- 1、経営部——地所の経営一般を取り扱う
- 2、会計部——収入・支出一般を取り扱う
- 3、監査部——地方事務所（Mutussil circle）の会計を取り扱う
- 4、司法部

表4 ダッカ・ナワール家エステートの構成

地区名	分区の数	地代徴収額 (含道路税) Rs.
ポリシャル	11	4,50,588
ラムチョンドロプル (ティッペラ県)	4	3,97,636
アッティア (モイモンシン県西部及びパプナ県)	4	1,08,509
ジョアンシャイ (モイモンシン県東部及びシレット県)	3	1,45,896
ダッカ	4	57,007
計	26	11,59,636

(出所) Hodding, *Dacca Nawab*, p. 4.

(注) 本表の地代徴収額の合計が本文中にあげた地代徴収額と一致しないのは、
 依拠する史料が異なるためである。

5、土地調査定部

6、記録室⁽⁴⁾

この本部事務所は地代徴収には直接携わらず、管理業務のみを担当していたが、この巨大な地所では管理業務だけでも膨大な量にのぼったと見えて、本部事務所を維持するだけのために年間四七、〇〇〇ルピーが支出されなければならなかった。⁽⁴⁾

ダッカ・ナワール家の地所は東ベンガル全域に散在していたが、それはまず五つの地区 (circle) に分けられ、さらに二六の分区 (sub-circle) に細分されていた。五つの地区というのは、ポリシャル (Barisal. バコルゴンジ県。地代徴収額約四五万ルピー)、ラムチョンドロプル (Ranchandrapur. ティッペラ県。同四〇万ルピー)、アッティア (Atria. モイモンシン県西部及びパプナ県。同一一萬ルピー)、ジョアンシャイ (Joanshye. モイモンシン県東部及びシレット県。同一五万ルピー)、ダッカ (同六万ルピー) である (表4参照)。これらの地区とその下の分区とはそれぞれ事務所が設置されていた。本部事務所はそれらを次のようにして監督していた。ポリシャルとアッティアは代理人 (エージェンツ、Meyer 氏とニーダム Ne-edham 氏) が、残りの三地区はインド人の支配人 (superintendent)

が担当していた。これらの職員はそれぞれ自分の地区と分区の年間予算を提出し、裁可された地方諸経費を支弁した後、剰余収入を本部事務所に送金する。毎月の収支計算書がそれぞれの地区と分区から本部事務所に提出され、こうして裁可済みの予算と比較することによって地方における支出がチェックされるのである。⁽⁴³⁾

地所の約半分に相当する部分をヨーロッパ人の代理人が担当していたのは興味深い事実であるが、詳細は不明である。大ザミンダールが経営スタッフにヨーロッパ人を備い入れるのが決して稀れではなかったことを指摘しておくにどめよう。また、残念ながら、地区と分区の経営機構がどのようなかたちを取っていたのか、についても史料は何も伝えない。分区の一つ一つが中程度の地所に匹敵するほど大きな規模を持つことから見て、分区は第二、第三の事例として検討したナラヨンドホルやダンクラのような内部構造をもっていたと考えてよいのかもしれない。⁽⁴⁴⁾

(2) トシル制の特質

以上、地代徴収額六千ルピー程度のものから一六〇万ルピー規模のものまで、五つの地所の経営機構を瞥見した。一九世紀末二〇世紀初頭のダツカ地方の地所経営機構には、どのような基本的特徴が見られるであろうか。

この時代のザミンダールは地所を「デイヒ」・「サークル」などと呼ばれる区画に分ち、多くの場合そこに事務所を置いて地所を経営していた。そして、この事務所が地代徴収機構の基本ユニットになっていたと考えられる。事務所^{カチヤリ}の事例を検討してすぐ気付くのは、基本的構成は共通である、ということである。第三の事例のダンクラ・エステートにおいては、既に指摘しておいたように、支配人^{ナエナ}、地代徴収人^{トシルダール}、帳簿係^{モホルル}、従卒隊長^{ジヨマダール}、従卒^{ピオン}、苦力というのが事務所の標準的構成をなしており、これに部分的変更を加えることで二、三のバリエーションができていた。第一の事例

のビンドゥ・バシニ・ゴッシャミ・エステートのクマリア地区デヒヒの支配人ナエフ、会計係シマケビシユ、帳簿係モホルル、番人ガード、外働きの召使アウトサイバント、という構成や、第四の事例のハトゥリア・エステートの地区サールでおそらく取られていたと思われる、地代徴収人トシルグール、帳簿係モホルル、従卒ピオンという構成も、ダンクラの標準的構成の流れの中にあるといつてよいだろう。図式化していえば、地代徴収業務を現場で担った基本単位は、(1)支配人ナエフまたは地代徴収人トシルグールまたはその両方、(2)会計係シマケビシユ、帳簿係モホルルなど、(3)ピオン、ペアダなどと呼ばれる従卒（彼らはジヨマダールあるいはミルダと呼ばれる隊長に統率されていることがある）から構成され、それに加えて、この地代徴収単位の利害を地方法廷で代表させるために、(4)事務弁護士モが置かれていた、と考えられる。言い換えれば、この単位は、地代徴収責任者と事務員、及び、彼らをバックアップする実力部隊からなり、そしてさらに、植民地国家の司法制度の中で合法性を獲得し、地所の利害を守るために、法律専門家を伴っていたのである。とくに、村のライオットの間立ちまじりつつ地代徴収業務を遂行した(1)~(3)の部分は重要なので、当時の慣習に従って、トシル組織もしくはトシル制 (Tsil Establishment) と呼ぶことにしよう。トシル組織の中心にいるのは、いうまでもなく、支配人ナエフと地代徴収人トシルグールである。

それでは、トシル組織はいかなる性格を持っていたか。

まず言えることは、前節で述べた点の繰り返しになるが、一八世紀の地代徴収業務で重要な地位を占めていたモンドルモドール(村長ムラサキ)とバトワリーバトワリー(村書記)は、トシル制の下ではもはやいかなる役割も与えられていない、ということである。さらに、今まで触れなかったが、一八世紀以来、ザミンダールが村に派遣し、モンドル等の村役人のチェックなどに当たらせた職員として、「ゴマスタ」(gomastā, gomastā. 代理人、代表の意。村代官と訳すことがある)という者が存在していた(モ)。これもトシル組織の中には姿を見せないのが注目される。ジョシヨホル (Jessore) 県で

は、一八七〇年代までにはゴマスタはほとんど消滅し、⁽⁴⁶⁾地代徴収人に同化吸収されてしまった、と報告されているが、⁽⁴⁶⁾ダッカ地方でも同様のことが生じたと考えてよいのではなからうか。これから実証されるべき仮説としてはあるが、村落の側でモンドル、パトワリーといった村役人の力が衰えるのに合わせて、ザミンダールの経営機構の側ではゴマスタの役割が縮小し、経営機構の再編の結果、トシル制が登場した、という見通しを提示しておきたい。そしてトシル制が確立した時には、モンドルの地代徴収機能やパトワリーの記録作成機能はトシル組織、すなわちザミンダールの側に移っていたというふうに考えたい。第一節で言及した地代徴収機構のザミンダールの下への集中化もしくは一元化というのは、具体的には、右のようなモンドル制からトシル制への移行をさしているのである。

次に、給与の形態という側面からトシル制の特徴を見ておこう。第二節に掲げた表から明らかのように、一般的に言って、一九世紀末の職員は貨幣で給与を支払われていた。ところが、少なくとも一九世紀初頭までは、上級の職員が貨幣の給与を受けていたのに対し、歩兵、歩兵隊長のような下級職員は、土地だけか（地代支払免除地を与えられる）、土地と貨幣の両方かで報酬を受けていたことが知られている。⁽⁴⁷⁾もちろん、一九世紀末においても土地で報酬を支払った例は少数あり、例えば、モイモンシン県のジョゴト・キシヨル・アチャルジョ・エステート（Jagat Kishore Achariya's Estate）では職員は地代支払免除地を与えられていた。⁽⁴⁸⁾しかし、一般的趨勢は、職員の地位に関りなく、貨幣で報酬を与える方向にあったのである。一八世紀及び一九世紀初頭にザミンダールが歩兵等に土地を給付していたという事実は、封建的主従関係に類似した関係が両者の間に存在したことを推測させるであろう。また給付地を与えられた歩兵等は在地性を強く持っていたに違いないし、そのような歩兵を多数配置することで、ザミンダールは在地社会に食い込んでいたとも考えられる。この点に関して一八世紀ベンガルの研究者による明確な見解がまだ示され

ていなので、性急に結論を出すことは慎まなければならないが、下級職員への土地給付の停止は、モンドル制の衰退と並んで、ザミンダールの地所経営機構、ひいてはザミンダールと在地社会との関係の変質の指標として重視すべきであると思われる。

第三に注目しておきたいのは、すでに指摘したように、トシル組織の構成員のうち約半分が従卒^{ピオン}、従卒隊長^{ジョウマダール}などからなっていた点である。彼らはライオット支配のための実力装置であった。

一八世紀のザミンダールは、軍役及び治安維持の義務をムガル政府に対して負っていたこともあって、厩大な職員を抱えていた。⁽⁴⁹⁾ その大部分はコトワル (kotowal)、パイク (palk) などと呼ばれる村に置かれた歩兵であった。しかし永代定額査定実施後の大変動期に、地租を滞納して競売された地所を購入した、新しいザミンダールの経営機構は、これよりずっと少ない人員からなっていた。谷口氏の推定によれば、半分を遙かに下回っていたということである。⁽⁵⁰⁾

谷口氏はさらに、北ベンガルのディナジプル・エステートがこの大変動期に分割して競売に付された後、一九世紀初頭にどのような経営組織が採用されたか、についても報告している。それによれば、地代徴収額六、三〇〇ル・ピーと、いう小部分を購入した新ザミンダールは二四人の職員からなる経営機構を持ち（内二〇名は村兵、歩兵の類）、また、旧領地の一部をかううじて維持したディナジプルのザミンダールは、地代徴収額九六、五八二ル・ピーの一つのバルガナを経営するのに二七四名の職員を抱えていた（内二六一名は村兵、歩兵の類⁽⁵¹⁾）。一九世紀初頭の地所と一九世紀末葉の地所との規模を比較する尺度として地代徴収額が妥当であるかどうかは若干問題がある。しかしあえて比較してみると、前者は第二節で検討したビンドゥ・バシニ・ゴツシャミ・エステートと、後者はハトゥリア・エステートもしくはダンクラ・エステートのモイモンシン県側とほぼ同規模といえる。ところがゴツシャミ、ハトゥリア、ダンク

ラの職員数はそれぞれ一〇人、六九人、一二二人にすぎなかった。一八世紀に較べ半減したといわれる一九世紀初頭の時点から一九世紀末葉までの間に、さらに人員の減少が見られたといつてよさそうである。そしてこの減少は何よりもバイクやコトワルなどの実力部隊の削減によって実現されたのである。

このことはザミンダールがライオットを支配するのに（また他のザミンダールに対抗するのに）、自前の実力装置に依存する度合が徐々に低下して行つたことを意味するであろう。一九世紀ベンガル社会史の研究は、一九世紀半ばまでに「ラティヤリズム」lathiyalismの時代は終つたと言つてゐる。⁽⁶²⁾「ラティヤリズム」というのは、ザミンダールが紛争を大勢の「ラティヤル」lathiyal（ラティヤ lathi 棍棒を使う者）即ち用心棒を動員した暴力沙汰で解決しようとする傾向をいうのであるが、植民地行政機構が整備されるに連れてそのような私闘の必要性はなくなつたというのである。地所経営機構の人的構成の変化は一応この見方を裏付けているかに見える。しかしここで強調しておきたいのは、むしろ、そのような変化の後においてさえ、職員の約半分が従卒^{ピオン}などからなつていたという事実の方である。上からの植民地行政機構の整備はたしかに大規模な衝突に備える必要を減らし、地所内の治安維持の仕事からザミンダールをかなり解放したかもしれないが、地代徴収など日常的な地所経営業務における暴力の行使まで代位することはなく、ザミンダールのライオット支配の暴力的性格は長く残存した。⁽⁶³⁾一九世紀末の報告は従卒^{ピオン}の仕事を次のように描いている。

そして「地代を」滞納した借地人（「ライオット」は反抗的な者と支払能力のない者の二種類に分けられた。支払能力のない者は三〇〇パーセント位の利子を課すると脅して放免する。反抗的な者は普通所謂従卒^{ピオン}のモホシル [mahasil. 徴収、取立ての意] という目に遭わせられる。これは彼らが支払うまでの間のある種の自由の束縛の

ことである。⁽⁵⁴⁾

ここで上点な言葉遣いで説明されている「從卒^{ピオン}のモホシル」なるものは、ザミンダールの事務所の倉庫や小部屋にライオットを監禁することを指しているのであろう。それは昔からザミンダールがライオットに対して使つて来た最も一般的かつ有効な武器であつた。このほか、ザミンダールの中で冷酷なものは放火、殺人などの手段に訴えることもあつたことは、よく知られている。植民地刑法はこれら全てを禁じていたが無力であつた。もちろんライオットはこのような暴力的支配に対し粘り強く抵抗したのであるが、それは本稿の範圍を越える問題である。ここでは、フォर्डブル県に勤務していたイギリス人官僚ビートソン・ベル (Beatson-Bell) の、「大ザミンダールは」無法者の職員を雇っているが、彼らは殺されて当然の人間で、事實殺されているのだ⁽⁵⁵⁾ という言葉を紹介するに止めよう。

(なお、右に述べてきた所を從卒(歩兵)制度に即して言い直せば、この制度は、一八世紀から一九世紀にかけて、土地給付の停止及び人数の大幅な削減という二点で、大きな転換を経験したということにならう。)

トシル制に関して最後に指摘しておきたいのは、右の第三の論点と関連するのであるが、植民地国家機構によって外部から強力に支持されていることである。その結果從卒^{ピオン}の削減が可能になったと考えられる。ダッカ・ナワーブ家 エステートやハトゥリア・エステートが法律問題専門の部局を持ち、ピンドゥウ・バシニ・ゴツシャミ・エステートのような地代徴収額わずか六千ルピー余の小規模エステートでさえ事務弁護士^グを常時契約していた事実は、一九世紀末の地所経営にとって植民地国家の司法機構がいかに重要な位置を占めていたか、まざまざと物語つて⁽⁵⁶⁾いる。ザミンダールは多くの地代訴訟や刑事訴訟をライオットに対しておこしたが、その中にはライオットを脅したり破滅させたりすることだけを目的としたものさえ含まれていたことはよく知られている通りである。

さらに、ライオットの抵抗がザミンダールの従卒^{ピオン}や裁判戦術ではおさえられないほど強くなると、警察力が出勤した。バコルゴンジ県のバムナ・エステート (Banna Estate) に関する報告は次のように述べている。

……バムナ・エステートは本県で一番治安の悪い地域として悪名が高い。借地人〔ライオット〕と地主〔ザミンダール〕の間の平穏を維持するために、二月まで一七年の間、この地所に絶えず警察増援隊 (Additional Police Force) を配置しなければならなかった。⁽⁵⁷⁾

一七年というのは随分長い期間である。ザミンダールはこの費用として政府に年六〇〇ルピー支払わなければならなかったが、地所経営費全体から見ればそれは取るに足りない金額であつたらう。この例に見られるように、ザミンダールの地所経営機構と植民地国家の警察組織とは、時に、公然と癒着してしまつたのである。そして、それでも救えないザミンダールには後見裁判所の門が開かれていた訳である。⁽⁵⁸⁾

以上、非常に大まかな粗描でしかないものではあるが、トシル制の特質を、歴史的ベースペクティヴの中に置きつつ、検討した。その結果、トシル制の成立はたしかに地代徴収機構のザミンダールの下への一元化を告げるものであり、ザミンダールの力の前進を意味してはいたが、その反面、ザミンダールと在地社会を結びつけていた伝統的^{レガリム}な紐帯のいくつが——村落制度、土地を給付された従卒^{ピオン}——は決定的に弱まつてしまつたことを明らかにし得たと思う。

(ザミンダールと在地社会の関係は、宗教、カースト制、市場^{マーケット}など種々の要因に規定されており、その全てが弱まつたわけでは勿論ないが、地所経営機構に直接関連する要因に関する限りこう言つてよいと思われ⁽⁵⁹⁾る。) 弱体化した側面は、一つには、充実しつゝあつた植民地行政機構に依存することで補われたのであるが、それと同時にザミンダールはトシル組織の職員に在地の有力層を任命し、彼らを抱きこむことによつて、自らの足場を強化しようとしていた。

次節では、職員にどのような階層が雇われたのか、トシル組織職員の出自の問題を扱いたい。

三、トシル組織職員の出自

(1) 出自に関する五組の史料

本節ではトシル組織の職員の社会的出自に関する五組の史料を検討する。

第一は、後見庁の記録である。それは地所経営に関する情報の宝庫であるが、残念なことに、後見庁の管理下に入る前の経営体制を職員の出自まで判明するほど詳細に記した記録は稀れにしか見つかからない。そのわずかな例の一つが、前に表示したビンドウ・バシニ・ゴツシャミ・エステートの経営機構である。ここでは、上級のトシル職員、即ち支配人、会計係は、ヒンドウーの上位三カーストに数えられるブラフマン（及び恐らくカヤスト）であることを指摘した。地所の経営を引受けた後に後見庁が採用した経営組織に関する史料は豊富である。以前からの職員が再任されるがよくあったから、これらの史料も全く無価値という訳ではない。多くの例の中から一つだけ挙げておこう。表5に示したのは、バコルゴンジ県のマドブバシャ・エステート (Madhabpasa Estate) を構成する地区ヤケルのうちの一つの組織である。六名の職員のカースト構成は、ブラフマン三名（ムカジーとゴシヤル）、ボイッド (Vadya) 一名（シエン）、カヤスト一名（ボシユ）、不明一名（ロイ）となって、六名中五名までがヒンドウー上位三カーストの郷紳である。この地区には当然從卒が数人いたが、彼らの名前については全く言及がない。これは決してマドブパ

表5 マドブパシャ・エステートのマドブパシャ地区の職員名

職名	職員の名前	月給 Rs.
土地徴収人	B.M. ムカジー (Mukherjea)	25
帳簿係長	K.K. ムカジー (Mukherjea)	12
帳簿係	S.C. ゴシャル (Ghosal)	10
"	S.C. ボシュ (Bose)	10
"	D.N. ロイ (Roy)	10
"	N. シェン (Sen)	8

(出所) 'Copy, with the Copy of the List, Submitted to the Commissioner of the Dacca Division with reference to his No. 119 M.R., dated 20 April 1904,' No. 1254 W, BOR-W, File No. 77 of 1904.

ザミンダールの地所経営機構と在地社会

シャ・エステートだけの現象ではなく、私が見た後見庁記録全てについていえることである。このことは從卒ヒョウシなどが郷紳とははっきり区別された社会層——中・下位カーストのヒンドゥー、ムスリムなど——の出身だったことを間接的に示しているように思われる。

第二番目に一八七〇年代に発表された一論文を検討しよう。この論考はこの時代のベンガル農村に関し沢山の興味深い事実を記録しているが、ザミンダールの職員について次のような指摘をしている。

通例彼ら〔ザミンダールの職員 アムラ *Amra*〕は村のライオットと同じ階級の出で、自分自身耕作者である。だから、よくあることなのだが、彼らの手にある地片がたまたま村で最良のものだとしても、驚くには当らない。彼らは真面目に〔ザミンダールの〕仕事をすると、野良で実際に労働できなくなる。他のライオットで彼らのために土地を耕す者に対し、彼らは報酬を支払うことになってはいるが、うまくただでやらせてしまおうということが、実に頻繁に起る。それに彼らは、入用な時に賄賂 (*Gratification*) の申し出を引出す技を全然知らないというわけではないのだ。⁽⁶⁰⁾

この記述によれば、ザミンダールの職員は「自分自身耕作者である」ようなライオット階級の出身であった。ただし、彼はライオットとはいっても、村

で一番よい土地を保有しているばかりでなく、他の村民の労働を無償で徴用できるほど顔のきく、有力ライオットであった。この報告者はザミンダールの職員アムラの全てが耕作者階級の出自だと取れるように書いているが、そうすると、この記述は最初に検討した後見庁記録の示唆するところと矛盾することにならう。

第三番目の史料は、モイモンシン県の極く小さな政府直轄エステート (Government Estate) に関するものである。ここでは次のようにして職員が選任された。

「地代徴収人トシムダールには」アブドゥル・カリム・チョウワヅリ (Abdul Karim Chowdri) という名で、本地所に住む名望あるライオットが任命された。彼は地所の事情に精通し、政府の下でいくつかの中間的土地保有権 (tenures) を保有し、保証金として五〇〇ルピーを現金で支払った……

ダクラ (dakka) としては、耕作ライオットの地位の地元の間人が、地代徴収人トシムダールの下に月給五ルピーで任命されるであろう。彼はパトワリーグイトルのあらゆる任務を遂行できる……⁽⁶⁾

この政府直轄エステートで地代徴収人トシムダールに任命されたのは、アブドゥル・カリム・チョウワヅリというムスリムのライオットであった。彼は地所の中に住み、「地所の事情に精通した」在地の間人であった。そして、彼が単なるライオットでなかったことは、「チョウドゥリ」というベンガルの地主が好んで使う称号グイトルを持っていたこと、「政府の下でいくつかの中間的土地保有権を保有」していたこと、及び、五〇〇ルピーもの保証金を現金で支払っていることから、容易に知られる。彼はおそらく成功したライオットで、中間的土地保有権を購入することによって、ライオットから中間的保有権者の地位へと社会的に上昇しつつある、ライオットと中間的土地保有権者との間の中間的存在だったのであろう。なお、これとは対照的に、パトワリー (村書記) の職務を遂行するとされる「ダクラ」は「耕作ライオ

ツットの地位の地元の人間」から選ばれると明記されているのは興味深い。

地代徴収人の出自についてはもう一つ史料を挙げる事ができる。それはモイモンシン県のイッシヨルゴンジ (Iswarganj)・タナのラムゴバルプル・エステート (Rangopalpore Estate) とゴウリプル・エステート (Gouripore Estate) の両方に仕えていた一人の地代徴収人に関するものである。この地代徴収人はエリム・シヨルカル (Elim Sarkar) という名のムスリム・ライオットであった。彼はラムゴバルプルのザミンダールであるカシ・キシヨル・ライチヨウドゥワリ (Kashi Kishore Rai Chaudhri) とゴウリプルのザミンダールであるビシエツシヨリ・チヨウドゥワニ (Bishewari Chaudranj) の二人によつて、自分が生れたラムチヨンドロノゴル (Ramchandranagar) 村の地代徴収人に任命された。ところが、二人のザミンダールが彼も含めたライオットの地代を引き上げ、さらに附加徴収を取り立てようとしたので、彼はそれに反対して、土地のライオットが組織した一揆に加わつた。二人のザミンダールはこの反抗的な地代徴収人を讒にした。⁽⁶²⁾ この一揆を調査した係官は、エリム・シヨルカルの経済状態について次のように報告している。

エリム・シヨルカル。モイモンシン・バルガナ、イッシヨルゴンジ・タナ、ラムチヨンドロノゴルのマホメド・アイアブ (Mahomed Aiab) の息子。ビシエツシヨリ・チヨウドゥワニとカシ・キシヨル氏のライオット。

屋敷地八コッタ〔面積の単位〕、土盛りした私有地 zirat bhiti 一二 $\frac{1}{2}$ コッタ、水田八アラ〔面積の単位〕八 $\frac{1}{2}$ コッタ、合計九アラ一三コッタを保有。水田は三つの等級からなり、〔地代率は〕一アラにつき一等地二ルピ一八アナ、二等地二ルピ一、三等地一ルピ一二アナ。屋敷地と土盛りした私有地の地代率はそれぞれ四ルピ一と二ルピ一八アナ。ベンガル暦一三二六年〔西暦一八五四―一五五年〕以来上記の土地を保有し、ベンガル暦一三二六

一年から一八八八年〔西曆一八一―一八二二年〕まで、彼の側からもザミンダールの側からも何の異議も出ることなく、三―ルピー八アナの地代を支払ってきた。〔彼の方は一揆後の〕今でも同額の地代を支払う気があるが、ザミンダールは地代として五―ルピー、祭礼フツコの賦課金として〔地代額〕一―ルピーにつき四アナ、〔滞納地代の〕利子として一―ルピーにつき四アナ欲しがっている。⁽⁶³⁾

ラムゴパルプルでは一アラは約一・六エーカーに相当していたから、エリム・シオルカルの水田は約一三・五エーカーあったことになる。ベンガルでライオット一家族が生活するのに必要とされるいわゆる経済的保有地は五エーカーである。その二・七倍の水田を保有していたエリム・シオルカルはライオット上層に属していたと言つてよからう。

「シオルカル Sartar」という称号タイトルを有していることもそれを裏付ける。「シオルカル」という語は、執事、地租徴収人、書記その他幅広い職業を指すが、ヒンドゥー、ムスリムを問わず、読み書きのできる名望ある人間が名乗る称号タイトルとして使われた。⁽⁶⁵⁾ また、この事例からは在地の地代徴収人トシルダールとザミンダールとの関係の微妙さが看取されて興味深い。

最後に取り上げる史料は、バコルゴンジ県南部のモリチュボニア (Marichonia) 地区にある一群の地所のザミンダールたちが、ライオットを不当に圧迫した事件の調査報告書である。この地区のライオットはザミンダールの擄取に対して一揆を結成して立向かったものの、連携したザミンダールたちの力の前に完敗を喫し、報復にさらされていた。次にやや長く引用するのは、用心深いザミンダールたちが、トシル組織の歩兵頭などの下級の職を有力ライオットの間にばらまき、彼らを抱き込んで、勝利を不動のものにしようとしていることを述べた部分である。

彼らの勢力と威信が安泰であるように、そして、借地人たち〔ライオット〕がこれ以上彼らに対して連合する可能性を摘んでしまうために、所有者たち (maliks)〔ザミンダールのこと〕は一番有力な借地人ヒアダを歩兵ミルダ頭、

シクダール (Sikdar)、歩兵隊長 (Foot Soldier)、村長 (Matabar, matabbar) などとして、首尾よく彼らの職員のなかに引き込んだ。これらの者たちは、ある種の刑事上の権限を仲間の上に振るうことを許されたり、その他の人たちに對するある種の優位を公認されたりして、誘い込まれたのである。これらの者たちは、誰がどんな違反を犯そうとも、彼を逮捕し、裁きのために所有者の面前に引き立てて来る権限を与えられた。罰金を取り立て、悪事を働いたものを懲らしめるのが、これらの男の義務となった。要するに彼らは、その地域に配置された懲罰警察力 (punitive police) のようなものになった。ところで、実を言えば、これらの職は他の借地人に羨望されるようになり、かくて、ほどなく、有力な借地人はそれらを確保しようと張り合い始めた。悪賢い所有者たちはこの機会をもう一つの金儲けの種子に変えた。これらの職はある種の競りのようなものにかげられ、一番高い礼金(サラフ)をつけた入札者に与えられるようになった。⁽⁶⁶⁾

この報告には「競り」の実例がいくつか記載されている。

- (1) バジャルゴナのラッジャブ・ムリダ (Rajjab Mridha. [mridha は mirdha の別綴]) は、ビシエツシヨルの旦那〔「ザミンダール」に二三〇ルピー支払って、歩兵頭(ムリダ)にもらった。
- (2) バジャルゴナのソダイ・ゴラシ (Sodai Ghorami) は、礼金を一二五ルピー支払って、ビシエツシヨルの旦那に村長(ゴラシ)にもらった。

(3) アブル・ホサイン (Abul Hossain) なる者 (故人) は、輿(ムリダ)と靴を使用する特権を認めてもらい、歩兵頭(ムリダ)にもらうための証書(サナヒ)を獲得するために、ビシエツシヨルの旦那に三〇〇ルピー支払わなければならなかった。

.....

このようにして歩兵^{ピアダグ}、歩兵頭^{ミルダグ}、歩兵隊長^{ジョマダール}、警護長^{シクダール}などは社会である程度の榮譽を獲得し、彼らの職はそのようなものとして認知されるようになったわけである。⁽⁶⁷⁾

以上のような戦術がライオット支配のためにどんなに有効だったか、報告の次の部分が具に伝えている。

これらの男たちの働きを通して所有者たちは借地人たちの社会的及び私的問題でさえ支配した。彼らの許可を得、彼らの耳に入らずには、世間や家族で何事も起り得ないほどであった。所有者たちは、どの男が世間でどの地位を占めるべきか、社交的な集まりでどんな種類の物（莫座かカーペットか、など）に坐るべきか指図したものである。本当に、多額の礼金を払えば払うほど、人は世間で高い地位を得た。だからわれわれは現在、礼金^{サラミ}を払って証書^{サナド}を得た歩兵頭^{ムリダグ}や歩兵隊長^{ジョマダール}や歩兵^{ベエダグ}や村長^{マダール}などが世間で高い有力な地位を占めているのを見るのである。

こうした社会的優遇のほかに、これらの男はもう一つの魅力にひきつけられてもいた——彼らはライオットから集めたほとんどあらゆる種類の付加徴収^{アブワーダ}について取分を与えられていたのである。それゆえに、これらの男は所有者のどんな命令でもいつでもよこんで実行した。このように、所有者たちのもくろみは想像もつかないほどの成功をおさめたことが分かるのである。⁽⁶⁸⁾

長い引用になつたけれども、ライオットの一揆を何とか鎮圧したモリチュボニア地区のザミンダールたちは、この苦い経験からライオット上層部の重要性を学んだ。そこで、「一番有力な借地人」^{ミルダグ・ジョマダール}を歩兵頭^{ピアダグ}、歩兵^{マダール}、村長^{シクダール}に任命し、彼らに社会的特権を与えたり、様々な付加徴収の分け前にあずかせたりすることによって、彼らを味方につけようとしたのである。この「もくろみ」は成功した。ライオット出身で、仲間のライオットの事情を熟知している彼らを操ることによって、ザミンダールたちはライオットの間社会関係ばかりでなく、個人的事情——例えば報

告の別の箇所には結婚に対するザミンダールの干渉が触れられている——すら支配するに至った。

この報告は、ライオットがザミンダールに屈した直後といういわば異常な状況を背景に書かれたものである。平常時の他の地域でも、この報告のように、ザミンダールがライオットに対して大きな力を振るったのか、また、「競り」で職員を選ぶようなことが一般的だったのか、疑問なしとしない。しかし、歩兵頭などが有力ライオットの間から選ばれるのは大いにありえたことのように思われる。

右の引用文には歩兵頭などの職を競りおとしたライオットの名があがっているが、省略した二人も含めて整理してみると、次のようになる。

歩兵隊長——コサル・カーン (Khosai Khan) (価格九〇〇ルピー)、カリマッディ (Kalimaddi) (価格六〇ルピー)。

歩兵頭——ラッジャブ・ムリダ (Rajab Mridha) (価格一三〇ルピー)、アブル・ホサイン (Abul Hossain) (価格三〇〇ルピー)。

村長——ソダイ・ゴラミ (Sodai Ghorami) (価格一二五ルピー)。

一見して明らかなように郷紳階級の名が一つも含まれていないのが特徴的である。しかしそれ以上のことをこれらの姓名から引き出すのはむずかしい。一つ一つ名前を検討してみると、まずゴラミというのは、家を建てる職業名がそのまま姓となったものである。カーストは一定せず、指定カースト、指定部族、一般農耕カーストのいずれでもありうる。⁽⁷⁰⁾ただし、東ベンガルでは指定カースト・指定部族と一般農耕カーストとの相違が余り大きくないことを考慮すべきであろう。他の者についてはこれよりもっと漠然としたことしか分からないが、ムリダは以前から歩兵頭 (Miri-

tha, mirtha) だった者がその職名を称号タイトルに用いたものである。この称号は、土地を集積するにつれてムリダからチウッドゥリへ称号タイトルを変えた例があることから分かるように、非常に respectable というわけではなかった。カーンは名望あるムスリムであることを示唆するが、それ以上のことは不明である。残る二人については残念ながらムスリムであることしか分からない。報告で「一番有力な借地人」とされている人たちがどのような階層であったのか、この不完全な手懸りから推測するしかないのであるが、かなり多額の金を支払っていることを重視して、富裕なムスリム・ヒンドゥー双方のライオットであったと考えておこう。一般の歩兵ピヤダの事例はあがっていないけれども、歩兵隊長ジョウヤダール、歩兵頭ムハリ、村長マダボになっていく富裕なライオットよりも下位に位置する一般ライオットだとみなすが、穏当な見方のように思われるので、そのように推測しておきたい。

以上に検討した五組の史料がトシル職員の社会的出自について示唆するところは必ずしも一致せず、矛盾する部分を含んでいる。最終的に結論を出すためには、もっと多くの事例を集める必要がある。しかし、当面、次のように考えておいてもそれほど外的にはならないのではないかと思われる。

- (1) 歩兵や従卒(ピアダ・パエダやピオン)は一般耕作ライオットの中から選ばれた。
- (2) 彼らの隊長(ジヨマダール、ミルダ)が置かれる場合は、上層ライオット出自の者がこれにあてられた。
- (3) 帳簿係モハリなど事務員はヒンドゥーの上位三カースト(バラモン、ボイッド、カヤスト)の郷紳ボットロク出自である。
- (4) 地代徴収人の性格は複雑である。彼らの中には上層ライオット出自の者と郷紳階級出自の者と二つの系譜が認められる。それぞれの地域の実情に応じて使い分けられたのではないか、と思われる。
- (5) 支配人ナエフは郷紳階級ボットロク出自である。(地代徴収人のように上層ライオット出自の者も含んでいるか否かは、もう少し

し事例を集めてみなければ分らない⁽⁷²⁾。

(2) トシル組織と農村の諸階層

右に簡単に検討した職員の出自が示唆しているように、トシル組織は農村の社会構造にある程度まで対応した構成をもっていた。本節では一八七〇年代初めに作成されたフォリドプル県の土地制度に関する報告に依拠して、東ベンガル農村の構造を土地に対する権益に即して分析し、トシル組織の職員が農村社会全体の中でどのように位置づけられるのか、検討してみたい。

すでによく知られているように、東ベンガルにおいては、一九世紀末ともなると、土地に対する権利が幾重にも重層化し、複雑な土地制度が成立するに至っていた。報告の作成者B・M・ラハはフォリドプル県の土地権益の所有者もしくは保有者を上位から順に次のように整理している。⁽⁷³⁾

ザミンダール

パトニダール [pattanidar. パトニという土地権益の保有者。パトニはザミンダラーに準ずる強固な永代的借地権のこと]

タルクダール [talukdar. タルクという土地権益の保有者。タルクは永代定額地租査定以前から存在している中間的土地保有権(所有権をさす場合もあるがここでは除外する)で譲渡と相続が可能である。]

ジョトダール (jotdar)

ハオラダール (haoladar)

ザミンダールの地所経営機構と在地社会

第二段階のジヨトダール

第三段階のジヨトダール

もちろん実際の土地制度はこれよりはるかに複雑であつて、右のほかにも重要な土地権益として、イジャラ (ijara) という定期借地権やブロンモツトル (brahmotar) などと呼ばれる地代免除地があり、また、第二、第三段階のジヨトダールの下にはバルガダール (bargadar) という刈分小作人が存在していた。また、パトニ、ハオラ、イジャラは内部がさらに二ないし三段階に重層化しているのも稀ではなかつたし、ジヨトやハオラと類似の権益としてミラシユ (miras) とかミラシユ・ハオラ (miras haola) というものもあつた。このように複雑な現実をラハは右のように整理してみせたわけである。⁽⁷⁴⁾

さて、ラハの報告をよく読むと、彼は七段階に整理した土地権益をさらに三つのグループに分けていることが分かる。第一はザミンダリーとパトニである。パトニは極めて強い永代借地権であつた。⁽⁷⁵⁾ ラハの説明するところによれば、もともとフォリドプル県ではパトニはザミンダールがヨーロッパ人の監プランターに与えていたものであるが、その後、パトニとその上に存在するザミンダリーとを一組にして有力ザミンダールが購入する傾向がはつきりしてきていた。例えば、ハベリ (Havali) のザミンダリーは監プランターの C・M・ハンター・アンド・ブロイ会社にパトニで貸出されたが、後にバイクパラ (Paikpara) のザミンダールがハベリのザミンダリーとパトニと一緒に購入した。ザミンダリーとパトニは、土地権益の重層構造の中で隣接する位置を占めていたばかりでなく、売買を通じて現実に融合する方向にあつた訳である。

第二のグループにはタルクとジヨトとハオラの三つが入れられている。いずれも譲渡と相続が可能な中間的土地保

有権で、法律上の権利内容には大きな差がなかった。しかし、タルクは時に数カ村全体を包みこむほどの規模に達することがあるという点で、より小規模なジョトと異っていた。また、ジョトとハオラの起源は、開墾に際して請負人に授与された権利にあるとされていた。⁽⁷⁶⁾ 第三番目のグループは、第二及び第三段階のジョトである。このタイプのジョトダールは村に代々住みついているライオットに相当していた。ジョトは居住地、菜園、果樹園、田圃を含むライオット保有地であった。

これらの土地権益保(所)有者の中でラハが最も詳細な説明を与えているのは、第一段階のジョトダールについてである。なぜなら、数の上で、第一段階のジョトが、第二、第三段階のジョトすなわちライオット保有地の上に存在する上位の各種土地権益の大部分を占めていたばかりでなく、⁽⁷⁷⁾ 第一段階のジョトダールが極めて有力な社会層を形成していたからである。彼らについてラハは次のように述べている。

〔第一段階〕のジョトダールは「土地を」又貸しし、時に使用人 (servants) を雇って彼らの保有地の一部を耕作する。多くのジョトダールはまた他の職業も持ち、政府に勤務するものもある。彼らはしばしば中間層 (the middle class of people) に属し、少数の者は裕福なライオットでもある。概してフォリドプルのジョトダールは極めて強大な階級を形成し、ザミンダールに反対する傾向を有し、容易にはザミンダールの足下に屈せしめられない。彼らの一揆 (combination) はブシナ (Bhusna) のザミンダリー「地所」を破滅させた。彼らは県の他の地域でもたびたび首尾よく地主を完敗させた。私は、ここを一例として、チョウダラシ (Choudarasi) のブー・ラジエンドロ・チョンドロ・ライ (Babu Rajendra Chandra Rai) のケースを述べておこう。彼はハヴイリ (Havli) のザミンダリーの一部をバトニで借り、ジョトダールたちに地代の増額を要求した。それは、

ジョトダールたちが強力な一揆を結成し、彼の要求に抵抗するという結果をまねいた。今のところ旦那〔ライのこと〕は目的を達するのに成功していない。多分決して成功することはないだろう。⁽⁷⁸⁾

また、ジョトダールほど数は多くないが、同じような性格を持つとされるハオラダールに関するラハの報告は次のようになっている。

ジョシヨホル〔県名〕及びバコルゴンジ〔県名〕の南と同様にフォリドプルの南部には、ジョトのように永代的(isamari)なハオラと呼ばれる土地保有権があり、その保有者は中間層及びライオット階層双方の出である。⁽⁷⁹⁾このようにラハは、ジョトダールの多くは「中間層」——すなわちヒンドゥー上位三カーストの郷紳を主体とする階層——、一部は上層ライオットの出であり、ハオラダールは中間層とライオットの混合体であるとし、特にジョトダールをザミンダールに対抗する強大な社会層として描いているわけである。

さて、以上のような農村の諸階層とトシル組織との関連であるが、トシル組織の上級職員(支配人、地代徴収人、帳簿係等)、とくに地代徴収人は、それがザミンダールの対抗勢力としての性格を持つとラハによって描かれているにもかかわらず、右のジョトダールハオラダール階層から選ばれたと考えたいと思う。それは一つには、ラハの報告に、ジョトダールには政府の職員など他の職に就く者が多いと述べられているからである。一九世紀のベンガル農村部では、政府関係と並んでザミンダールの事務所が管理、事務関係の職場として重要であった。⁽⁸¹⁾ジョトダールが従事していた職業の中には当然トシル組織の職員が入っていたと考えられるのである。また第二に、ジョトダールハオラダール階層と前節で検討した地代徴収人の出身階層とが、ともに郷紳と上層ライオットの双方を含んでいることも見逃せない点である。地代徴収人が主としてジョトダールハオラダール階層から採用されたために、このよう

な一致が見られるのではなからうか。

また、従卒、歩兵（ピオン、ピアダ）は一般耕作ライオットの出自と先に推定しておいたが、彼らはラハの整理では第二、第三段階のジョトダールに相当することにならう。従卒頭や従卒隊長は難しいけれども、一応、暫定的に第二、第三段階のジョトダールの上層もしくは第一段階のジョトダールハオラダールのライオットの性格を持った部分に対応すると見ておきたいと思う。

要するに、ザミンダールは、一方では、農村社会の極めて強力な勢力であるジョトダールハオラダール階層をトシル組織の上級職員、とくに地代徴収で中軸的な役割を果す地代徴収人に任ずることによって、この階層と手を握り、他方では、ライオットの一部を従卒などの下級職員にすることを通じて、ライオット層を取り込み、在地社会を掌握しようと努めていたのである。

ところで、ベンガル近代史研究は右の結論と一見矛盾するような事実を明らかにしているので、最後にこの点について一言しておきたい。一九世紀ベンガルの農民運動の研究は、一八七〇年代をピークに東ベンガルを覆った農民運動の指導層がトシル組織の構成員とほぼ同じ階層に属することを明らかにしている。一、二例を挙げるならば、有名なパブナ（Pabna）県の地代一揆においては、在地の郷紳ボンドロクと同盟した富裕なライオットが指導権を取っていたとされ、また、バコルゴンジ県の広大な政府直轄エステート・トゥシカリ（Tushkhar）で、地代引き上げに反対し、さらに地代を永代的に固定することさえ要求する一揆を組織したのは、mazuis（語義不明）、オシヨト・タルクダール（Osai Talukdar、タルクダールの一段下に位置する中間的土地保有権者）、及びハオラダールであった。⁽⁸³⁾また、ラハの報告がジョトダールをザミンダールに対立する存在として捉えているのは先に引用した通りである。しかし、それと同時に

に、これまでの研究が、農民運動の指導者の中には、ザミンダールに職員として雇われた経験のある者が存在することを明らかにしているのを見逃すことはできない。最も顕著な例は、パプナ地代一揆の指導者で、ライオットから「副王 Deputy Raja」と呼ばれていたシヨンプナト・パール Sambhunath Pai であろう。彼はパプナのザミンダールの中で一番苛酷であるとして悪名の高かったバナージー家の元職員であった⁽⁸⁴⁾。また、地代徴収人⁽⁸⁵⁾でありながら農民一揆に参加したエリム・シヨルカルの例や、その逆に農民一揆に加わった上層ライオットが後にザミンダールの職員に採用された例があることは、本稿において既に見たところである。これらの事實は、ジョトダール・ハオラダール階層と呼んできたところの階層が、階級的に二面的性格を持っていたことを示唆しているように思われる。彼らはいわば諸刃の剣であり、ある時はザミンダールの敵となり、またある時はライオットの敵となるのである。

おわりに

本稿においては、まずザミンダールの地所経営機構、とくに地代徴収機構の一八世紀以降の変遷を概観し、次いで一九世紀末二〇世紀初頭のダッカ地方の地所経営機構のいくつかの事例を検討しながら、この時期におけるザミンダールと在地社会の関係を探った。そのなかで、地代徴収機構は一八世紀のモンドル^(むらあま)（村長）制とでもいべき体制から変質し、一九世紀末までには、本稿でトシル制と呼んだところのものへの移行を完了していたことを明らかにした。この移行はベンガルの村落自治制度の凋落、中央集権的な植民地行政機構の浸透などによって惹き起こされたものであった。こうして成立するトシル制の特質は、①モンドル（村長）とそれに対応するゴマスタ（村代官）が姿を消し、

地代徴収機構がザミンダールの下に一元化した、②下級職員への土地給付が廃され、貨幣による給与支給が一般化した、③従卒等の実力装置の数は一八世紀あるいは一九世紀初頭に較べ削減されたとはいうものの、なおトシル組織の職員の半数を占め、ライオット支配の暴力的性格が根強く残存した、④植民地国家の行政機構、とくに司法・警察機構によって外部から強力で掩護されていた、という四点に求められた。そして最後に、トシル組織の職員が在地社会のどの階層の出自かを検討して、その中枢部分は一八七〇年代のフォリドプル県でジョトダール、ハオラダールと呼ばれたような階層の出自であるとの結論を得、ザミンダールと在地有力層との間の対立というよりは癒着の相を強調したのであった。

ここで問題になるのは、地代徴収人^{トシルダール}や支配人^{ナチュ}がジョトダール^{トシルダール}ハオラダール階層の出自であるとするならば、モンドル(村長)はいかなる社会層として捉えるべきか、そして、モンドルという職名の背後に或る一定の社会層を想定し得るとして、その社会層とジョトダール^{トシルダール}ハオラダール階層との社会経済史的に見た性格の相違はどこにあるか、という点であろう。これらの問いに答えることによって、本稿でモンドル制からトシル制へというかたちで制度的におさえたザミンダールの地代徴収の方法あるいは在地支配のあり方の変化を、より深い次元で把握直すことが可能になるであろう。

しかし残念ながら、現在のベンガル史研究では、モンドルという職名が社会層と等置されて使われるのが一般的であるし、またジョトダール^{トシルダール}と言いつても、両者の比較を可能にするような経営の詳細まではなかなかつかめないというのが実情である。本稿もそのような限界の枠内の作業なのであって、ザミンダールの側から在地社会を見る視点を取りつつ、村落自治制度を媒介とする地代徴収機構(モンドル制)からそれを媒介としないもの(トシ

ル制)へという変化の道筋を示すことによって、在地有力層の存在形態にもそれに対応した変化があったのではないかと暗示するに止まっている。

植民地支配期を通じて、ザミンダール制も在地の有力層も質的に変化を遂げて行った、と私は推測している。相互媒介的に進行したであろうこの二筋の過程を有機的に——単なるザミンダールと有力層との対抗関係としてだけでなく——説明する史料と論理を見出すのが今後の課題となろう。

1 J.B.P., 'Rustic Bengal,' *Calcutta Review*, LIX—117 (1874), p. 197.

2 拙稿「東シムガル・フォリドプル県のコノクシャル・エステートの研究」『東洋文化研究所紀要』一〇〇(一九八六年三月)一六一・一七二—四頁。

3 拙稿「一九世紀末二〇世紀初頭のダッカ地方における土地市場の考察——地主制の展開との関連において——」『東洋文化研究所紀要』九三(一九八三年一月)及び注2に挙げた「コノクシャル・エステートの研究」を参照されたい。なお本稿はわたしが一九八五年三月にカルカッタ大学に提出した Ph. D. 論文「Agrarian Structure in the Dacca Division of Eastern Bengal 1870—1905」の第一四章に加筆訂正したものである。

4 前注にあげた Ph. D. 論文で検討したダッカ地方の四一の地所の中で、全体がバトニに出されたことを確認できたものは一例にすぎない(Nakazato, "Agrarian Structure," p. 319, fn. 1)。この地所はアングロ・インディアンに所有されている小規模なものであった。(Report on the Wards' and Attached Estates in the Lower Provinces [以下 RWA], 1879—80, para. 160)。

5 とくにモイモンシン県の富裕なザミンダールの間で、地所をイジャラに出すのが盛んであった。彼らは通常五年間を越えないような短い期間、地所をイジャラに出すのを常としていた(W.W. Hunter, *A Statistical Account of Bengal*, 20 vols.

(London, 1875—77), vol. 5, p. 452)。しかしこの不健全な経営形態は一八七〇年代にはすでに衰える兆しを見せ始めており、一九一〇年代までにはほぼ消滅してしまつた。『モイモンシン県志』の興味深い記述を引用しておこう。「現在ほそれら〔イシヤラ〕はますます稀れになりつつあり、生き残つたものの大部分は、ガロ丘陵の近くのシヘルプル・パルガナの森の中の村々や、キドナップル森林において見出された。」(F. A. Sachse, *Bengal District Gazetteers: Mymensingh* (Calcutta, 1917), p. 105)。

6 拙稿「コノクシヤル・エステート」一四四—九、一六七—七〇頁。

7 Ratanleka Ray, *Change in Bengal Agrarian Society c. 1760—1850* (New Delhi, 1979), pp. 96—7. 高島裕「永代定額地租査定以前のザミンダールについて」、『東洋学報』四二—二(一九五九)一五二—六〇頁。谷口晋吉「英国植民地支配前後の北ベンガル地方のザミンダール——所領支配構造を中心にして——」、『アジア研究』二五—七(一九七七年四月)七七頁。Shinkichi Taniguchi, 'The Permanent Settlement in Bengal and the Break-up of the Zamindari of Dinajpur', *The Calcutta Historical Journal*, III-1 (1978), pp. 30, 49.

8 谷口「北ベンガル地方のザミンダール」七三—八頁。Ray, *Bengal Agrarian Society*, pp. 44—51.

9 *Ibid.*, pp. 47, 65—7.

10 'Minute of Mr. Shore, dated 18th June 1789,' para. 242 in *Appendix to the Fifth Report from the Select Committee on the Affairs of the East India Company*, 1812—13; P.P., 1812 (377) VII.

11 *Ibid.*, para. 245.

12 以下の「ントワリー」に関する記述は、*Ibid.*, para. 250; N.K. Sinha, *The Economic History of Bengal: From Plassey to the Permanent Settlement*, 3 vols. (Calcutta, 1956—1970), vol. 2, pp. 7, 40—41, 133. 以下同様に「トワリス」。

13 'Mr. Harington's Report on the Revenue of Seropore, dated Calcutta, 20th of March 1790,' in *Home Miscellaneous*

Series, vol. 385, p. 278; Ray, *Bengal Agrarian Society*, p. 50. など。スワルンプル・ナルガナの個別研究として谷口晋吉「十八世紀後期ベンガル州北部スワルンプル領におけるサミンダール支配の姿容——年貢査定を中心にして——」、『アジア研究』二六—二七(一九七九年七月)がある。

- 14 「トッパ」(Tuppha; tappā, tapā, tappe) は、引用文と述べられているように、ナルガナの一部の村々(H. H. Wilson, *A Glossary of Judicial and Revenue Terms, etc. of British India* (London, 1855; reprint ed., Delhi, 1968), p. 510; Shashikhar Ghosh, *Jamindari Darpan*, 6th ed. (Calcutta, 1923), Parisista, p. 9)。「ジョヤール」(Jowar: joyār) は、アムニア語起源の語で「部分」を意味する(Ghosh, *Darpan*, p. 8; H. Bandyopadhyay, *Ban̄giya Śabdakos*, vol. 1, p. 1022)。
- 15 「チャックラ」(Chuckla: cākā, cakā) は、元来、ムクティのムナガナを含む広い行政単位を指す語であった(*Wilson's Glossary*, p. 98)。「テシ」(Tehsil: tahsil) の語義は地租の徴収である(*Wilson's Glossary*, p. 500)。

- 16 James Taylor, *A Sketch of the Topography & Statistics of Dacca* (Calcutta, 1840), pp. 160—1. 傍点は私が加えた。
- 17 後見序の史料に拠って私が検討したダッカ地方の四一の地所のうち、モンドルとパトワリーが地代徴収にあたっていたことが明らかなのは、モイモンシン県のシェルブル(Sherpore)一つだけである。ただし、この地所にしても、モンドルとパトワリーによる地代徴収は部分的かつ小規模に採用されていたにすぎなかった。収税官の報告を引用しておこう。「若干の村々では、村のモンドルとパトワリーによって徴収がなされている。彼らは固定した報酬を与えられている。この費目の総支出は、一、七九一ルーピアナである……この制度は先代の所有者〔「サミンダール」が、便宜であり節約になるので、辺鄙なところにある村々に導入したにすぎない。】(Officiating Collector, Mymensingh to Commissioner, Dacca, No. 321G, 24 Apr. 1894, Board of Revenue, Lower Provinces, Land Revenue Department, Wards' and Attached Estates Branch [以下 BOR-W を略記], File No. 398 of 1892)。」この地所はザロ丘陵の近への後進地域な位置していた。古くモンドルとパトワリーの制度を比較的容易に復活できたのは、恐らくそのためであると思われる。

18 *Papers Regarding the Village and Rural Indigenous Agency Employed in Taking the Bengal Census of 1872* (Calcutta, 1873). この報告の内容は、若干の新しい情報を含み、Hunter, *Statistical Account of 'Village Officials'* の項に補綴されている。

19 *Rural Indigenous Agency*, p. 41. なお、モイモンミン県に関しては、「古い村落共同体の村役人たちはモイモンミン県では、名目を除き、死滅してしまった。多くの場所でも古からの名称が残されているが、昔の村落共同体の独立した役員たちは、県のどこでも活動してゐるやうに見える」(Hunter, *Statistical Account*, vol. 5, p. 45) と自ら報告している。

20 村役人の制度が衰退してしまつたことは、*Rural Indigenous Agency* 以外の史料も一致して認めてゐるやうに思ふ。例えば、B・M・ラハ(Raha)はフォリスベル県について、「正確に言えば、この県にはいかなる村役人も存在してゐない。昔のカーヌンゴウやパトワリーはどこにも存在しなかつ、現在のモンデルときたら、彼らの祖先は村の会議(Village councils)で大いに尊敬されてゐたのに、以前の威信と勢力と比べると見る影もないものを感じてゐるにすぎない」(District Statistical Account (Furteedpore) by Bhuban Mohan Raha, Proceedings of the Government of Bengal, Statistical Department, Sept. 1873, nos. 35—6) と報告し、またおそらく地方で司法関係の仕事に携つていたと思われる匿名のベンガル人の筆者は、「権利と財産に関連する事項についてのモンデルの命令は、いまやほとんど尊重されず、彼の権威は一〇〇パーセント疑ぐの目で見られてゐる」(The Bengal Peasant, The Bengal Magazine, July 1880, p. 459) と自ら指摘した。

21 Offg. Secretary to Government of Bengal in General Deptt. to All Comrs., Circular No. 22, 16 July 1872 in *Rural Indigenous Agency*, p. 2.

22 Hunter, *Statistical Account*, vol. 3, p. 318.

23 ここに列挙されている村落制度衰退の三つの原因に、もう一つ付け加えておくべきかもしれない。つまり、永代定額地租査定実施後急速に進んだ大きな地所の分割→売却と、度重なる転売の結果、一つの村がお互に対立する複数のザミンダールに所

ザミンダールの地所経営機構と在地社会

有されるようになり、村落が統一を失ったという事情も考慮に入れるべきであらう。

24 Ghosh, *Jamindari Darpan*, Parisista, p. 9; *Wilson's Glossary*, p. 142.

25 表1の注に同じ。

26 各種職員の訳語と説明は、煩瑣なるので以下一注記しながら、Ramsunker Sen, *Report on the Agricultural Statistics of Jhenida, Magurah, Baghrihat, and Sunderbans, in the District of Jessore, 1872—73* (Calcutta, 1874), pp. xxxvii—viii の記述を主なとして依拠しながら、*Wilson's Glossary*; Ghosh, *Jamindari Darpan*; Gnanendramohan Das, *Bāngāla Bhasār Abhidhan* などの参照して書かれている。

27 *Wilson's Glossary*, p. 353.

28 拙稿「コノクシヤル・エヌナー」一六三頁。なお、職名の訳語は不適當なところがあったので、本稿では改めてある。

29 文書係はライオットの間で紛争が起った時、現地調査をするところであった (Sen, *Statistics of Jhenida, etc.*, p. xxxvii)。

30 *Wilson's Glossary*, p. 500.

31 Das, *Bāngāla Bhasār Abhidhan*, p. 979.

32 拙稿 'Agrarian Structure', pp. 257—8 参照。

33 「金貸しの事務所の」会計係はタガダギル (tagādarī) であることもあり、金貸しの資金を集金するのが彼の職務である。金貸しが手広く営業している場合は、一団のタガダギルが維持され、彼らは債務者からもらう包み金に加えて、少額の月給を受取る] ('The Bengal Peasant', *The Bengal Magazine*, Feb.-Mar. 1882, p. 285) とあるように、大手の金貸しが擁している債権取り立て要員はタガダギルと呼ばれ、会計担当の職員がタガダギルを兼ねることもあった。 *Wilson's Glossary*, p. 502 も、タガダギルを「資本家が彼の債権を集金するために任命する者」と定義している。

34 Sen, *Statistics of Jhenida, etc.*, p. xxxvii.

- 35 *Annual General Report of the Dacca Division* [カレ AGR 年報], 1878—79, para. 129.
- 36 Offg. Cmmr. Dacca to BOR, No. 235 W, 27 May 1879, BOR-W, File No. 748 of 1878.
- 37 ダンナム・ホズレーと關するカレ記録 Offg. Cmmr. Dacca to BOR, No. W/802 A, 4 Feb. 1883, BOR-W, File No. 3326 of 1878 及び RWAЕ, 1883—84, para. 60 以下を。
- 38 「カレ」に於ける Tapan Raychaudhuri, 'Permanent Settlement in Operation: Bakarganj District, East Bengal,' in *Land Control and Social Structure in Indian History*, ed. Robert Eric Frykenberg, 2nd ed. (New Delhi, 1979), p. 171 を参照せられたる。
- 39 Cllr., Backergunge to Cmmr., Dacca, No. 481 W, 11 Sept. 1903, BOR-W, File No. 735 of 1903.
- 40 Cllr., Backergunge to Cmmr., Dacca, No. 317 W, 11 July 1893, BOR-W, File No. 124 of 1893.
- 41 Colonel J. Hodding, *Report on the Dacca Nawab's Family Estates* (Dacca, 1909), p. 4.
- 42 *Ibid.*, p. 16.
- 43 *Ibid.*, p. 4.
- 44 河合明宣氏は、ベンガル最大の地所であったブルドワン・エステートの飛地であるクジョン(オリッサ州)に後見片が導入した経営機構について報告している(河合明宣「ベンガルにおける後見片の機能について——一九世紀末ブルドワン家の事例——」『アジア研究』三二—四(一九八五年二月)六一—三頁)。参照されたい。
- 45 高島稔「永代定額地租査定以前のザミンダールについて(下)」『東洋学報』四二—三(一九五九年)一〇四—五頁、同氏「一九世紀初期西ベンガル農村における地代の賦課と徴収——ヨーロッパブル貢租文書・出納文書の研究」『北海道大学文学部紀要』一八一—(一九七〇年三月)七九頁。

46 Sen, *Statistics of Jhenida, etc.*, p. xxxviii.

ザミンダールの地所経営機構と在地社会

- 47 'Tanjuchi, Zamindari of Dinaipur,' pp. 49—51.
- 48 *RWAE*, 1876—77, para. 183; 1877—78, para. 302.
- 49 ハンガル最大で、一つの地所だけで地租を三三〇万ルーピーも支払っていたホルドマン・エヌテート (Burdwan Estate) は、ザミンダールとその家族に仕える召使、地代徴収スタッフ、砦や峠の警備兵、ブルガナのスタッフ、村兵など三三二〇三一名の職員を抱えていた。このうち一九八四六名は村兵であった。(Ray, *Bengal Agrarian Society*, p. 96).
- 50 'Tanjuchi, Zamindari of Dinaipur,' p. 52, f.n. 104.
- 51 *Ibid.*, pp. 50—51.
- 52 Pradip Sinha, *Nineteenth Century Bengal: Aspects of Social History* (Calcutta, 1965), pp. 14—15, 30. また 'The Bengal Peasant,' *The Bengal Magazine*, July 1881, p. 421. の見方。
- 53 なお、一九世紀末になってもまだ、ザミンダールの中には極めて多数の従卒を維持している者が存在した。極端な例はダックアのボフル・エヌテート (Bhawal Estate) である。ここには「ランブリー」Lumberies と呼ばれる従卒が四〇〇人もいたが、彼らには給与が支払われていなかった。ランブリーたちは「狂ったイナコ」のように村々を歩き回り、「借地人」「ライオン」を虐げることによって生活を立て、それで繁栄をえた」ところ ('Report on the Administration of Wards' Estates in the District of Dacca for the Year 1904—05,' paras. 23—4, BOR-W, File No. 422 of 1905)。また、ニコルソンが県のある地所は四〇〇人以上、別の地所は三〇〇人以上の用心棒を雇っていたとも報告されている (J.C. Jack, *Final Report on the Survey and Settlement Operations in the Bakarganj District, 1900 to 1908* (Calcutta, 1915), para. 200)。
- 54 'The Bengal Peasant,' *The Bengal Magazine*, Sept. 1880, p. 60.
- 55 *Annual General Administration Report, Dacca Division, 1897—98*, para. 117.
- 56 この点については河合「後見庁の機能」六七—八、七一—四頁も見よ。

- 57 Cllr., Backergunge to Cmmr. Dacca, No. 444 W, 18 Aug. 1893, BOR-W, File No. 211 of 1893.
- 58 後配地についての Anand A. Yang, 'An Institutional Shelter : The Court of Wards in Late Nineteenth-Century Bihar,' *Modern Asian Studies*, XIII-2 (1979), 頁中「後配地の整理」 邦訳 'Agrarian Structure,' ch. 9 を参照せよ。
- 59 以下の項についての Ibid., ch. 15, を参照。
- 60 J.B.P., 'Rustic Bengal,' p. 199.
- 61 Depy. Cllr. Mymensingh to Cllr. Mymensingh, 25 June 1877, in Proceedings of the Board of Revenue, Lower Provinces, 1st Section : Settlement, No. 274, 11 Aug. 1877. 「マント」 についての Hunter, *Statistical Account*, Vol. 3, p. 453 の言及を参照。正確な語義は不明。なお、手書きの原文の「マント」は「マントラ」である。As a daktra, who will be a local man with the status of a cultivating ryot will be appointed under the tehsildar on a monthly pay of 5/-, he can perform all the duties of a putwari...」 ところを讀めなく。轉文が乱れているが、本文の「マント」は「マントラ」である。
- 62 Offg. Cllr. Mymensingh to Cmmr. Dacca, No. 114—186, 16 Apr. 1884 in *A Collection of Papers relating to the Bengal Tenancy Bill, 1884* (Calcutta, 1884), pp. 8-9, 14.
- 63 Ibid, p. 14. 「ルピュー」は「ルピュー」である。
- 64 Ibid, p. 8.
- 65 *Wilson's Glossary*, p. 466.
- 66 'Report of the Investigating Officer Maulvi Muhammad Mohiuddin, Revenue Officer, dated 2nd October 1912,' cited in Jack, *Bakarganj Settlement Report*, p. cii.
- 67 Ibid.
- 68 Ibid.

- 69 村長ムラナガは Sen, *Statistics of Jhenida, etc.*, p. xxxviii を参照。
- 70 Khagendra Nath Bhattacharya, *Padabir Uthatti O Kramabhikāsar Itihās* (Kalkātā, 1389 B.C.), Gha-Bihāg, p. 7. ナリシのカーヌフ名として同書に ① Kāyapākāra ② Namāśudra ③ Paundrakṣatriya ④ Mahīśya ⑤ Rājansīksatriya の五つをあげている。①と②は指定カーヌフ、⑤は指定部族である。ただし東ベンガルでは指定カーヌフや指定部族は土地を保有するライオットであることが多くことに注意する必要がある。
- 71 拙稿 'Agrarian Structure', p. 252.
- 72 このようにザミンダールの経営機構の人的構成はヒンズゥー偏重とも言えるものであった。ムスリム・ザミンダールも郷紳を好んで採用したと言われている。
- 73 Raha, 'District Statistical Account (Furreedpore)', para. 21. 以下特に注記しないがフォリドプル県の土地制度に関する記述は全つこの報告に拠る。
- 74 拙稿「ロンクシャル・エヌステー」一三五頁に C・D・フィールドによるベンガルの土地制度の図解をのせたので参照されたい。
- 75 Shinkichi Taniguchi, 'The Pami System—A Modern Origin of the "Sub-infeudation" of Bengal in the Nineteenth Century,' *Hitozubashi Journal of Economics*, XXII-1 (June 1981).
- 76 フォリドプル県の土地調査事業を担当した J・C・ジャックが開業説を述べている (J.C. Jack, *Final Report on the Survey and Settlement Operations in the Faridpur District, 1904 to 1914* (Calcutta, 1916), para. 49)。
- 77 ラハが準備した統計表による「第一段階のシヨトは」第二「第三段階のシヨトを除外した残りの土地権益数の約九割を占めつた (Raha, 'District Statistical Account (Furreedpore)', Part IV)。また「ジャックの統計によつて計算しては」中間的土地権益総数の約六割という結果を得る (Jack, *Faridpur Settlement Report*, para. 62, Appendix D)。

- 78 Raha, 'District Statistical Account (Furreedpore)', para. 12.
- 79 *Ibid.*, para. 14.
- 80 ショトダールという言葉の用語法はベンガルの地方地方によって大幅に異り、零細な刈分小作人から数百エーカーの土地を保有する巨大ライオットに至るまで多様な階層を表わし得る (André Bételie, *Studies in Agrarian Social Structure* (Delhi, 1974), ch. 4)。しかしではむしろライオンが記述しているような意味に限定してショトダールという語を用いよう。
- 81 一九〇一年センサスの職業統計によれば、中央政府及び地方自治体の官吏(村役人を除く)とその家族二二七、六〇八人に對し、地所の代理人・支配人、事務員、管理人、及び小地代徴収人(含家族)四三九、六八六人となっている。(Census of India 1901, Volume VI: *The Lower Provinces of Bengal and their Feudatories*, Part I, p. 492).
- 82 Kalyan Kumar Sen Gupta, *Pabna Disturbances and the Politics of Rent 1873—1885* (New Delhi, 1974), pp. 49—50; Binay Bhushan Chaudhuri, 'The Story of a Peasant Revolt in a Bengal District,' *Bengal: Past and Present*, XC II—174 (July—Dec., 1973), pp. 245—6.
- 83 Binay Bhushan Chaudhuri, 'Peasant Movements in Bengal 1850—1900,' *Nineteenth Century Studies*, 3 (1973), p. 370; Idem, 'Agrarian Economy and Agrarian Relations in Bengal 1859—1885,' in *The History of Bengal (1757—1905)*, ed. Narendra Krishna Sinha (Calcutta, 1967), pp. 286—7.
- 84 Sen Gupta, *Pabna Disturbances*, p. 47.